

民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会
報 告 書

平成 25 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会

はじめに

わが国においては、少子高齢化の進行、世帯構造の変化、さらには厳しい経済・社会情勢等を背景として、地域における福祉課題が複雑・多様化、深刻化しています。

とくに単身世帯の増加に加え、地域における人間関係の希薄化が進み、孤立・孤独の問題が顕在化しています。

このような状況のなか、安心して住み続けることができる地域社会づくりのために、地域住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員への期待が一層高まっています。

そこで、本会では、民生委員・児童委員が地域住民のさまざまな相談に応じ、専門機関へのつなぎ役としての役割を担ううえで必要となる幅広い知識や力量を身につけることができるよう、民生委員・児童委員の活動実態に即した研修プログラムの構築に向けて検討委員会を設置しました。

平成 23 年 8 月には地方分権改革一括法の成立により民生委員法(第 18 条)が改正され、従前、「都道府県知事は厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練(研修)に関する計画を樹立し、これを実施する」とされていたものが、地域の実情に即した研修内容とするためとして、「各都道府県・指定都市知事が必要と判断した内容に基づいて実施する」と改められました。

こうした状況を踏まえ、委員会での検討においては、各都道府県・指定都市において実施する民生委員・児童委員研修について、とくに質の面において全国的な不均衡を生じさせないよう、全国の民児協が共通の理解と方針をもって実施できることが重要と考え、委員の経験年数や民児協内での役割に応じた専門的な研修が継続的に可能となるよう、階層(対象者)別の研修それぞれにおいて、学ぶべき内容や獲得すべき力量を明らかにするとともに、研修として具体化するためのモデルプログラムを提示することとしました。

今回提示する研修体系が、今後、各都道府県・指定都市および市区町村において積極的に活用され、全国 23 万人の民生委員・児童委員の日々の活動に生かされるような研修計画を構築していただけるよう願っております。

終わりに、本検討委員会の委員長である市川一宏先生、作業委員長の川上富雄先生、またワークブックおよび事例集の作成を全面的にお引き受けいただいた菱沼幹男先生、西田ちゆき先生には、それぞれ多大なご尽力をいただきましたことに、この場を借りてあらためてお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会
会長 天 野 隆 玄

報告にあたって

地域における孤立や孤独、虐待、そして貧困等の問題を解決するために、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下、「民生委員」と記します。）への期待が高まっています。しかし、民生委員は、5つの壁に直面していると思います。

- ①<先行する期待の壁>地域の問題を民生委員だけで解決することは困難です。それぞれの地域は、民生委員、専門職、ボランティア、住民が協働して課題に取り組むために、それぞれの具体的な役割を確認することが不可欠です。
- ②<多様な役割の壁>どのような活動を、どこまでしたら良いのか、民生委員自身が戸惑うことがあります。それぞれが「したいこと」「できること」「求められていること」を確認し、活動のための知識と技術を高めていくことが必要です。
- ③<地域の理解の壁>多くの住民は、民生委員活動には長い歴史があり、先人の重要な働きが地域を支えてきたという事実、また現在も民生委員活動が地域の問題を予防し、解決しているという現実を知りません。民生委員も自分の活動を説明し、地域の理解を広げることが求められています。
- ④<日頃の活動の壁>民生委員は、日々、切磋琢磨しながら活動をしています。同時に自分だけで課題を背負い、活動の目標と意味を見失うこともあります。民生委員同士、関係者と共に、活動を振り返る機会をもち、活動の意味を再確認できる場が大切です。
- ⑤<支援体制構築の壁>委員活動を支援する体制を確認しなければなりません。民生委員児童委員協議会として新任民生委員を支える体制、また民生委員、民児協事務局担当者、専門職がともに情報交換し支え合う体制を築くことが活動の前提です。

本委員会の検討では、研修を通して、以上の課題を解決することをめざしました。

そのために、以下の視点から研修体系を整理し、モデルプログラムを作成しました。

- ★多様な活動をバックアップする研修：委員活動の内容により「発見」「相談」「地域連携」「啓発」「民児協運営、活動の記録」という区分を設け、学ぶべき内容を整理しています。
- ★スキルアップできる研修：講義と受講者の参加型研修を組み合わせ、「学ぶ」→「気づく」→「描く」→「変わる」サイクルを取り入れています。
- ★啓発を目的とする研修：研修を通して、民生委員が住民の福祉理解を促進し、地域における福祉を考える機会を提供することをめざしています。
- ★アイデアを大切にしている研修：活動は地域の特性等によって異なります。民生委員それぞれが日頃工夫しているアイデアを共有することを大切にしています。
- ★活かす取り組み：民生委員が自分の強みと課題に気づき、強みはより強化し、課題は改善していくことのできるプログラムとしています。

今日、委員活動に関する負担の増大が指摘されるなか、委員同士の「助け合い」、「支え合い」が重要となっており、そうした人間関係づくりの面からも研修の重要性が増しています。本研修体系の実現により、委員の皆さまの活動支援につながることを切に願っています。

平成 25 年 3 月

民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会
委員長 市川 一 宏

目次

はじめに

報告にあたって

1. 民生委員・児童委員を取り巻く環境変化と委員研修・・・・・・・・・・1

(1) 地域における福祉課題の変化と民生委員・児童委員活動・・・・・・・・1

- ①地域における福祉課題の複雑化、多様化、深刻化 (1)
- ②民生委員・児童委員に求められる幅広い知識と力量 (1)
- ③民生委員・児童委員の経験年数等の変化 (2)
- ④高まる民生委員・児童委員研修の重要性 (2)

(2) 民生委員・児童委員に対する研修の現状・・・・・・・・・・4

- ①3種類の研修方法 (4)
- ②民生委員研修に関する厚生労働省通知 (4)
- ③地方分権改革に伴う民生委員法等の一部改正 (5)
- ④民児協における研修実施の責務 (6)

(3) 今後の研修のめざすべき方向・・・・・・・・・・7

- ①引き継がれてきた民生委員・児童委員活動の発展をめざす (7)
- ②地域社会づくりという活動の基本目標の重視 (7)
- ③地域の生活課題解決への協働に向けた知識と実践力の習得 (8)
- ④経験や役割に応じた研修プログラムの用意 (9)
- ⑤日常活動を支援する市区町村研修の強化 (9)
- ⑥地域の実情に応じた研修の企画 (10)

2. 民生委員・児童委員の研修体系に関する提案・・・・・・・・・・11

(1) 本報告において提案する研修体系の概要・・・・・・・・・・11

- 1) 目的 (11)
- 2) ここで提案する研修体系と現行研修との関係 (11)
- 3) 研修体系の考え方 (12)
- 4) 導入にあたっての留意点 (18)
 - ①参加型・交流型研修を増やし元気の出る研修に (18)
 - ②少人数で学ぶ研修は委員活動を支える人間関係づくりに有効 (19)
 - ③単位民児協の定例会や「自ら学ぶ研修」も重要 (19)

(2) 提案内容実現のために全民児連に期待される役割	21
①全国的な講師養成や研修教材の作成による支援 (21)	
②全国段階の研修の充実 (22)	
③民生委員・児童委員研修に関する財政的支援の拡充 (22)	
(3) 研修別のプログラム構成の提案	23

【本委員会が提案する研修体系および研修別モデルプログラム】

○民生委員・児童委員の研修体系【表】	27
------------------------------	----

・階層、区分、到達目標／課題／あるべき像、
学ぶべき内容/獲得すべき力量

○研修別モデルプログラム	35
------------------------	----

- ①新任民生委員・児童委員・主任児童委員研修 (36)
 【都道府県・指定都市研修】
- ②新任民生委員・児童委員・主任児童委員研修 (47)
 【市区町村研修】
- ③中堅民生委員・児童委員・主任児童委員研修 (52)
 【都道府県・指定都市研修】
- ④中堅民生委員・児童委員・主任児童委員研修 (60)
 【市区町村研修】
- ⑤主任児童委員研修 (64)
 【都道府県・指定都市研修】
- ⑥法定単位民児協 会長・副会長研修 (70)
 【都道府県・指定都市研修】

検討経過

委員名簿

1. 民生委員・児童委員を取り巻く環境変化と委員研修

(1) 地域における福祉課題の変化と民生委員・児童委員活動

①地域における福祉課題の複雑化、多様化、深刻化

今日、わが国の地域社会は大きく変化しており、そのなかにあつて、地域における福祉課題は複雑・多様化し、かつ深刻さを増しています。

急速に進行する少子・高齢化のみならず、単身世帯の増加などの世帯構造の変化、人間関係の希薄化などが進み、孤立・孤独という問題が顕在化しています。

また、非正規雇用の増加などの就業構造の変化に加え、厳しい経済情勢などが相まって失業率は高止まり状態にあり、経済的困窮状態にある者が急増し、生活保護受給者数も増加の一途をたどっています。

さらに、児童のみならず、高齢者や障がい者への虐待問題、悪質商法や振り込め詐欺による被害、いじめ、ニート、引きこもり、自殺などの課題も深刻となっています。

そしてなにより、東日本大震災等相次ぐ自然災害は、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対する支援態勢構築の必要性を明らかにしました。

東日本大震災以後、「絆」という言葉が社会のさまざまな場面で頻繁に用いられるようになりましたが、まさに今日、人と人とのつながりを再構築し、「安全・安心なまちづくり」に取り組んでいくことが求められています。

②民生委員・児童委員に求められる幅広い知識と力量

このように、地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあつて、自ら地域の一員でありつつ、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

他方、地域住民が抱える課題が多様化するなかにあつて、さまざまな相談に対応し、その内容に応じた適切な専門機関へのつなぎ役としての役割を果たしていくためには、民生委員・児童委員自身に幅広い知識や力量が必要となっています。

社会保障や社会福祉に関する各種制度の見直しが急速に進んでおり、新たな法律や制度の施行なども相次いでいます。たとえば介護保険制度や障害者の保健福祉制度などは数年ごとに見直しがなされています。また、子ども・子育て支援制度も新たな仕組みが検討されています。さらに、生活保護制度の見直しを含め、経済的困窮者に対する支援制度の検討も進められています。

こうした法や制度の動向をすべて把握していくことは大変なことではありますが、

住民からの期待に応えていくためにも、民生委員・児童委員には、自らその力量を高めていくことが期待されているといえます。

また、前述のとおり、民生委員・児童委員に求められているのは、法や制度に関する知識だけではなく、相談への対応や自立への働きかけなど、地域住民との関わりのなかで求められる相談援助技術も重要といえます。

③民生委員・児童委員の経験年数等の変化

全国で約 23 万人を数える民生委員・児童委員ですが、その期待の高まりの一方で、委員にかかる負担は大きく、現任者に委員を続けてもらうことに加え、新たに委員となる者を確保していくことが大きな課題となっています。

全国民生委員児童委員連合会（全民児連）の調査によれば、全国の民生委員・児童委員の年齢構成（主任児童委員を除く）をみると、最も多いのが 60 代で約 61%、次いで 70 代が約 19%、50 代が約 15%となっています（平成 24 年調査）。

これに伴い、民生委員・児童委員としての在任年数も短期化しつつあるといえます。同じ平成 24 年の全民児連調査によれば、委員としての在任期間は以下のような状況となっています（主任児童委員を除く）。

・ 1 期以下	3 6 . 1 %
・ 2 期	2 5 . 8 %
・ 3 期	1 6 . 0 %
・ 4 期	1 0 . 3 %
・ 5 期以上	1 1 . 8 %

この結果からは全体の 6 割余の委員が 2 期目以下であることがわかります。これは、はじめて委員となる年齢が高まる傾向にあることとも関係していると考えられますが、年齢的には再任が可能であっても退任をされる委員が増加していることも影響しているものと考えられます。

④高まる民生委員・児童委員研修の重要性

既述のように、民生委員・児童委員を取り巻く環境が大きく変化するなかにあつて、住民からの多様な相談に的確に対応していくためには、新たな動向に関する理解や相談援助技術の向上等をはじめとして、その力量を高めることが期待されます。

民生委員法はその第 2 条で以下のとおり定めています。

第 2 条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

民生委員にとっての努力義務としての規定ではありますが、委員それぞれに、倫理観や識見、知識、技術の習得について、不断の取り組みを求めているといえます。

民生委員・児童委員は、豊かな社会経験とともに強い責任感を有する方々です。それだけに、倫理観や識見については十分に兼ね備えているとしても、社会保障や社会福祉をはじめとする各種制度についての知識、また相談援助に必要なケースワークやグループワークなどの技術を習得していくためには、研修の果たす役割が重要といえるのです。

(2) 民生委員・児童委員に対する研修の現状

①3 種類の研修方法

民生委員・児童委員にとっての研修を考えると、その方法により、大きく3種類があるといえます。

- ア) 「自ら学ぶ」研修（各種の資料や通信教育を活用するなどの自己学習）
- イ) 「仲間と学び合う」研修（単位民児協の仲間との活動を通じた学び合い）
- ウ) 「参加して学ぶ」研修（集合研修への参加）

平成12年5月に全国社会福祉協議会（全社協）がまとめた「民生委員・児童委員研修に関する取り組み指針」においては、研修について、一方的な情報や知識の伝達ではなく、活動の場において、仲間と話し合う中で課題を発見し、実践に即した「仲間と学び合う」研修の重要性を指摘しています。そしてそのうえで、「自ら学ぶ」研修、都道府県・指定都市段階などで行われる集合研修などに「参加して学ぶ」研修が一体的に行われることが重要であるとしています。

②民生委員研修に関する厚生労働省通知

民生委員に対する研修（民生委員法では「指導訓練」）の実施責任は都道府県知事にありますが、大臣委嘱である民生委員・児童委員の研修に関して、厚生労働省では、平成14年5月に通知「民生委員・児童委員の研修について」を発出し、研修の目的やその計画、方法や内容等について示しています。

そのなかでは、毎年度の研修計画作成に関しての留意事項として次の4つを掲げています。

- ア) 年度の重点課題を設定すべきこと
- イ) 社協、民児協等が民生委員・児童委員を対象に実施する研修内容との整合を図ること
- ウ) 講習会等の開催、資料配布、実地研修等を組み合わせ研修効果を高めること
- エ) 企画にあたり民生委員・児童委員や関係機関の意見を積極的に取り入れること

また、「研修の計画」の項においては、毎年度の研修計画を立案する際の留意事項に加え、その方法や内容について、「単に知識の伝達にとどまらず、積極的に参加でき、実践に活かすことができる内容とし、対象者や地域が抱える問題事項等を考慮する」としています。

さらに、「講習会等の開催」として、対象者や内容の相違をもとに考えられる集合研修として、以下のとおり例示しています。

- ア) 全民生委員・児童委員を対象とする研修
- イ) 主任児童委員を対象とする研修
- ウ) 新任の民生委員・児童委員を対象とする研修（一斉改選、補充選任後）
- エ) 民児協会長等を対象とする研修
- オ) 相談援助活動の中心となる民生委員・児童委員を対象とする研修
- カ) 問題事項についての事例検討
- キ) 関連分野の職員との研究協議会等
- ク) 社会福祉大会または民生委員・児童委員大会

通知の発出から 10 年を経ましたが、今日においてもここに示された内容はいずれも重要と考えられ、都道府県・指定都市段階などにおける研修は、これらの内容に即したものとなっているといえます。

③地方分権改革に伴う民生委員法等の一部改正

平成 23 年 8 月、地方分権改革一括法の一部として民生委員法が改正されました。今回の改正では、民生委員に対する指導訓練（研修）に関する条項が改正され、新たに以下のとおり規定されることとなりました。

第 18 条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

本条は、民生委員に対する指導訓練（研修）の実施責任が都道府県知事にあることを示したものであり、その点については法改正の前後で変更はありません。

今回改正では、その指導訓練（研修）の内容について、改正前は都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練（研修）に関する計画を樹立し、これを実施することとされていたものを、今後は、各都道府県知事が必要と判断した内容に基づいて実施することとしたものです。

また、民生委員が兼務する児童委員の研修についても同時に児童福祉法の改正が行なわれ、民生委員法同様、研修の実施内容は都道府県知事に委ねられるものとされました。

これらの改正は、より地域の実情に即した内容の研修として実施することをめざしたものとされています。しかし、都道府県の財政事情が悪化するなか、予算的な制約から民生委員・児童委員に対する研修回数の減をはじめ、研修の質の低下が懸

念されるところであり、全民児連においても、都道府県・指定都市民児協と連携しつつ、各地における研修動向に留意しています。

④民児協における研修実施の責務

民生委員法においては、民児協組織に対しても、委員研修についての責任を規定しています。

第 24 条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

一～四 略

五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせること

民生委員法では、都道府県知事に民生委員研修の実施責任を課していますが、同時に、民児協組織に対しても、自らその構成員たる民生委員に対し、必要な知識や技術を習得させることを任務と位置づけ、自主的な取り組みを求めているのです。

実際には、都道府県や指定都市行政から委託を受け、県市の民児協組織が研修を実施しているケースが多くみられますし、また、県市民児協による自主研修も積極的に取り組まれています。

なお、都道府県・指定都市段階での全国的な研修の実施状況をみると、集合研修の種類としては、②の項で示した厚労省通知に示された対象者別の研修の種類に即したものとなっている県市が多いといえます。

民生委員・児童委員にとって最も身近な存在は単位民児協であり、そこでの「仲間との学び合い」はきわめて重要な役割をもっています。毎月の定例会などにおいて実施する事例検討などは、まさに地域の課題を、地域に存在する社会資源などと照らし合わせつつ検討する重要な研修の機会となっています。

他方、市区町村、都道府県・指定都市、さらには全国段階での民児協組織による集合研修は、より専門的な内容の研修であるとともに、地域を超えての委員同士の人間関係づくりや先駆的な活動情報の交換の機会としても有用といえるのです。

行政が実施する研修会は、回数や内容面でも限定的とならざるを得ないのに対し、民児協組織による研修は、単位民児協から全国までの各段階での実施やその内容面からも、今日、その重要性を増していると考えられます。それだけに、各段階の民児協組織においては、複雑・多様化する地域の福祉課題を踏まえ、従来以上に充実した内容の研修を企画、実施していくことが期待されているともいえるのです。

(3) 今後の研修のめざすべき方向

地域の福祉課題が多様化、複雑化、深刻化するなか、民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

民生委員・児童委員活動を取り巻く環境が変化するなか、その重要性を増している研修に関する今後の方向性としては大きく以下の6つの視点があげられます。

【今後の民生委員・児童委員研修のめざすべき方向性】

- ①引き継がれてきた民生委員・児童委員活動の発展をめざす
- ②地域社会づくりという活動の基本目標の重視
- ③地域の生活課題解決への協働に向けた知識と実践力の習得
- ④経験や役割に応じた研修プログラムの用意
- ⑤日常的活動を支援する市区町村研修の強化
- ⑥地域の実情に応じた研修の企画

①引き継がれてきた民生委員・児童委員活動の発展をめざす

民生委員・児童委員は、90 数年の歴史をもちます。この間、生活苦に直面している者や世帯を発見し、必要な情報を提供し、援助機関につないできました。また、困難な問題を抱えている住民とともに歩み、その課題を代弁もしてきました。

地域の課題が多様化、深刻化する現在だからこそ、こうした伝統を受け継ぎ、さらなる発展をめざすことが期待されます。そのためには、先輩の民生委員・児童委員の活動やその思いにふれることなどを通じて、それぞれの委員に「誇り」が生まれるような研修とすることが期待されます。

②地域社会づくりという活動の基本目標の重視

平成 19 (2007) 年、民生委員制度は創設 90 周年を迎えました。全国民生委員児童委員連合会では、同年 7 月の記念大会において、「民生委員制度創設 90 周年活動強化方策『広げよう 地域に根ざした 思いやり』－100 周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言－」を採択しました。

この「行動宣言」では、下記の 5 つの取り組みをうたっています。

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します。
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します。
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます。

4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます。

これらは、いずれも地域を重視した内容となっています。

地域とは、本来、生活の場、存在が守られる場、休息の場、安心できる場、自分らしくいられる場、生産と消費の場、共に学ぶ場、それぞれの人と出会う場、助け合う場、家族が生活する場、保健医療福祉等のサービスを利用する場です。

愛着、相互の関わりがないところに、地域は存在しません。そこには、明らかに、住民関係があり、生活を支えた祭りといった文化があり、大切な役割を果たしています。また、社会の産業や生活する住民に変化があっても、共に生きていくための一定の合意が必要です。

民生委員・児童委員の活動は、まさにこの地域を基盤とし、地域に根ざしたものです。それだけに、その研修においては、地域の現状を学び、住民とともに地域づくりを進めていくことに役立つものとするのが期待されます。

③地域の生活課題解決への協働に向けた知識と実践力の習得

前述のように、地域の生活課題が多様化、複雑化、深刻化するなか、これらを行政や社会福祉協議会、社会福祉法人等の公共性の高い法人や、保健医療福祉の専門職、または住民だけで、軽減もしくは解決することはできません。行政、民間団体、住民、ボランティア、NPO、企業等々が協働して取り組む必要があるのです。

住民の一員であり、住民の視点を有する民生委員・児童委員も、地域の生活課題に取り組む大切なメンバーであり、その解決に取り組むための知識、実践力が求められています。民生委員の研修については、そうした点を踏まえ、それに応え得る内容としていくことが期待されています。

具体的には、前記の「90周年活動強化方策」において示されている、

1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します。
2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します。
3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します。

それぞれについて、具体的に民生委員・児童委員がどのような役割を果たし、どのような活動に取り組み、また、どのようなことに留意すればよいのかを学習することが考えられます。

その際には、民生委員・児童委員が活動する地域の特性を重視し、地域の社会資源などを適切に理解できる内容とすることが大切です。また、知識に加え、実践力を身につけるためには、座学にとどまらない事例検討やワークショップの活用、さらには地域の関係機関の訪問や合同研修なども期待されます。

④経験や役割に応じた研修プログラムの用意

新任の民生委員・児童委員にとっては、さまざまな活動において戸惑いがあることは当然です。また2期目、3期目と経験を重ねるなかでは、たとえば部会運営や後輩委員への助言など、民児協組織の中心的な役割が期待されることとなり、そのための知識が求められ、負担感が高じることがあります。主任児童委員も専門性や難度の高い児童家庭福祉の課題に向き合うケースも増加し、それに応え得る力量を身につけることが期待されます。さらに、単位民児協の副会長や会長となると、組織の要として責任は一層重いものとなります。

一口に民生委員・児童委員研修といっても、それは、上記のように、新任委員から中堅委員、主任児童委員、単位民児協の正副会長など、その経験や役割に応じて、身につけるべき知識や技術、実践力も異なり、それぞれに対応した研修が用意されることが必要です。

平成14年の厚労省通知にも経験年数や役割に即した研修の実施が示され、また、多くの都道府県・指定都市の民児協では、現在においても、それを踏まえた研修が行なわれている状況がみられます。

今後は、こうした経験年数や役割に応じた研修事業について、それぞれにふさわしい内容の充実を図るとともに、各研修をつなぎ、体系的な研修としていくことが、民生委員・児童委員としての活動を継続していくことを支える観点からも重要と考えられます。

⑤日常活動を支援する市区町村研修の強化

現在、民生委員・児童委員研修は都道府県・指定都市段階（県内を地域ブロックに分けたケースも多い）が中心であり、市区町村段階の研修としては、たとえば単位民児協の定例会に合わせた実施などが多くみられます。

しかし、講師の確保などから、市区町村段階で専門性の高い研修を実施することには、困難が多いという面もあると考えられます。

多くの不安を抱えながら活動を続けている新任の民生委員・児童委員をはじめ、解決困難な課題に取り組んでいる委員が、日々の活動のなかで孤立しないためには、市区町村段階での支援がきわめて重要であり、そのためにも市区町村段階での研修や民児協機能の強化が不可欠といえます。

⑥地域の実情に応じた研修の企画

研修の企画にあたっては、地域の実情に応じたものとする 것도重要でず。これは、研修内容に加え、研修への「参加しやすさ」という点での配慮も含まれます。

まず、研修内容についてでずが、民生委員・児童委員制度は全国一律であり、その研修についても全国共通の内容や水準を明確にし、全国で統一的に実施できることが望ましいのは言うまでもありません。しかし、地域の特性に応じ、生活課題にも相違がみられることから、そうした地域の実情に応じた研修であることも大切といえます。

また、研修への参加しやすさ、ということですが、たとえば研修開催地までの交通の便や移動時間などは地域によってさまざまです。それだけに、参加の利便性を確保するために、現在も多くの県で実施されているように、県内を複数のブロックに分けて研修を開催する、また 1 回の開催時間を短くし複数回に分けて実施する、などの工夫も考えられるところではず。

以上を踏まえ、今後の民生委員・児童委員研修について、本委員会として取りまとめた提案を、以下に示します。

2. 民生委員・児童委員の研修体系に関する提案

(1) 本報告において提案する研修体系の概要

1) 目的

これまで述べてきたように、民生委員・児童委員を取り巻く環境や対応すべき課題は大きく変化しています。また、地方分権改革に伴う民生委員・児童委員研修のあり方の見直しも、今後、時間の経過とともに、自治体ごとの具体的な格差となって現れることが懸念されます。

厚生労働大臣の委嘱に基づく全国制度である民生委員・児童委員の活動が、自治体ごとに格差を生じることなく、今後とも全国的に一定の水準を保つためにも、研修のあり方やその内容、体系化について、統一的な具体案を示すことが必要と考えられます。

そこで、本委員会では、民生委員・児童委員活動の現状や課題、今後さらに期待される役割等について検討を行ない、望ましい研修体系および研修プログラム等について取りまとめました。

本報告は今後、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階において実施することが望ましい研修やその内容を、相互の関連づけを重視しつつ、体系的に整理したものです。

今後、各段階の民児協および行政等における民生委員・児童委員研修の参考として活用いただき、研修の充実を通じた委員活動の支援に役立てていただくことを目的としています。

2) ここで提案する研修体系と現行研修との関係

この報告書で示す「研修体系」および「モデルプログラム」は、上記のとおり、今後の民生委員研修における望ましい姿を提示したものであり、各都道府県・政令指定都市、市区町村において研修を企画実施する際に、これに準拠することを強制したり、開催方法やプログラムの統一化を求めているものではありません。

あくまで、研修に盛り込むべき内容（＝学ぶべき内容＝求められる知識や力量）の全国的な標準化・平準化を図ろうとするものであり、実際の研修の日程やプログラムの設定は、これまでどおり各都道府県・指定都市、市区町村において、それぞれの事情を勘案し決定していただくことで構いません。

3) 研修体系の考え方

本報告では、新任委員、中堅委員、単位民児協の会長・副会長といった、経験年数や役職に応じて期待される役割等を踏まえ、それぞれに求められる知識や力量を整理し、それを「研修体系」として表形式でまとめました。

都道府県・指定都市や市区町村において、具体的な研修プログラムを立案する際に、この研修体系を参考としてもらうことにより、対象者別の研修内容を企画しやすくなるものと考えます。

また、研修体系(表)中に記載している項目については、モデルプログラムの解説において、「項目別学習内容」として、具体的にどのようなことを学ぶのか、できる限り詳細な解説を記しました。

今回の研修体系における一つの特徴として、新任委員、中堅委員の研修においては、研修内容として「基本プログラム」と「応用・専門プログラム」を分けて示している点があげられます。

詳しくは後述していますが、「基本プログラム」に列記されている項目は、該当任期中に研修を通じて最低限学ぶべきと考えられる内容で、必修科目というべきものです。一方、「応用・専門プログラム」に列記されている項目は、地域特性や地域で現に生じている課題、また受講者の具体的な力量等を勘案して、選択により研修に盛り込むべき内容で、選択科目ともいうべきものです。いずれについても「モデルプログラム」を参考に、学び方(研修方法)は研修の主催者においてアレンジしていただいで構いません。

なお、研修体系(表)中に示した一つひとつの項目について、講義等においてどれぐらいの時間をあてるべきかは一律に定められるべきものではなく、具体的な説明は付していません。ただし、「モデルプログラム」においては、関連する項目をまとめた講義等を設定しています。このモデルプログラムを参考にしてもらうことにより、時間配分や学習方法の目安になると思います。

研修体系では、民生委員・児童委員として必須の知識や力量、また、新任・中堅・役職者といった段階ごとに期待される役割などを、以下に示す枠組みで整理しています。

【研修体系の枠組（研修体系表）の見方】

階層	区分	到達目標／ 課題／ある べき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量							
			価値 基盤		知識	方法・技術				
			使 命	価 値	知 識	発 見	相 談	地域 連携	啓 発	民児協運営、 活動の記録
新任民生委員・児童 委員・主任児童委員	基本									
	応用専門									
	市区町村									
中堅民生委員・児童 委員・主任児童委員	基本									
	応用専門									
	市区町村									
主任児童委員	—									
法定単位民児協会 長・副会長	—									
民生委員・児童委員 リーダー	—									
中核的役員	—									

ここには、各階層、各区分における学ぶべき「項目」が入っています。

【記載内容の説明】

① 階 層

- 研修体系では、経験年数や役職に応じた民生委員・児童委員、主任児童委員の固有の活動に必要な専門的知識や技術の習得を図るため、「新任委員」「主任児童委員」「中堅委員」「法定単位民児協会長・副会長」さらには「民生委員・児童委員リーダー」「中核的役員」を定義し、それを「階層」として、それぞれに研修プログラムを作成しています。

新任民生委員・児童委員・主任 児童委員	概ね1期目の民生委員・児童委員(主任児童委員を含め)が該当 します。
中堅民生委員・児童委員・主任 児童委員	概ね2期目以上の民生委員・児童委員(主任児童委員を含め)が 該当します。
主任児童委員	新任委員研修を修了した主任児童委員が該当します。

法定単位民児協会長・副会長 (都道府県・政令指定都市)	法定単位民児協の会長、副会長が該当します。	「法定単位民児協会長・副会長」と「民生委員・児童委員リーダー」は対象者層に重複がありますが、「法定単位民児協会長・副会長」は都道府県が担う研修の対象者、「民生委員・児童委員リーダー」は全民児連が担う研修の対象者と整理しています。
民生委員・児童委員リーダー (全民児連)	法定単位民児協の副会長、部会長・副部会長に加え、市区町村民児協の役員が該当します。	
中核的役員 (全民児連)	都道府県・政令指定都市民児協の幹部委員(副会長、部会長等)が該当します。	全民児連が主催する研修の対象者です。



② 区 分

【基本プログラム】

- ・「新任民生委員・児童委員・主任児童委員」、「中堅民生委員・児童委員・主任児童委員」階層における「基本プログラム」とは、それぞれの階層において、全ての民生委員・児童委員（主任児童委員を含め）が、必須の事項として網羅的に学び、理解し、獲得していただきたい内容です。各階層の委員に求められる最低限の力量ということができます。

【応用・専門プログラム】

- ・「新任民生委員・児童委員・主任児童委員」「中堅民生委員・児童委員・主任児童委員」階層における「応用・専門プログラム」とは、それぞれの階層において、地域ニーズの状況、活動の特性などに応じて、選択的・付加的に学ぶべきテーマとして設定するものです。「多様な福祉問題の把握力や対応力を高めたい」、「本県では〇〇問題が顕在化・深刻化しているので、とりわけその問題に対応できる実践力を高めたい」というような、踏み込んだ研修なども含まれます。そのため、研修形式としては、少人数のグループによる「演習型」のものが多くなります。

【市区町村研修】

- ・「新任民生委員・児童委員・主任児童委員」「中堅民生委員・児童委員・主任児童委員」階層における「市区町村研修」とは、市区町村や法定単位民児協における研修で学んでほしい内容を示しています。事例研究を通じた地域特有の福祉課題への理解を深めることや、地域内の公私の社会資源などを具体的に把握すること等に重点を置いており、機関・施設の訪問、連携する機関担当者との合同研修、具体的支援事例を通じた学習などが想定されます。

- ・とくに、新任民生委員・児童委員、また中堅であっても解決困難な課題に取り組んでいる民生委員・児童委員が、日々の活動の中で課題を抱え、孤立しないためにも、市区町村段階での民生委員・児童委員協議会の役割を強化することが必要と考えられ、研修プログラムに以下のような内容を盛り込んでいます。

【市区町村民児協の機能強化への研修の視点】

- ア. 経験の長い委員が新任委員の相談に応じ、支援を行なうこと。
- イ. 民児協として相談を受け止め、会長等が連携して課題解決に取り組むこと。
- ウ. 必要な場合、民児協として専門機関の援助を受ける体制を整えること。
- エ. メンタルヘルス等も重視し、無理のない活動、新任民生委員・児童委員等への気づきを大切にすること。
- オ. 中堅民生委員・児童委員・主任児童委員や正副会長が講師として関わるプログラムを取り入れ、相互の理解と協力体制の強化をめざしていること。

③ 到達目標、課題、あるべき像

- ・各階層の委員に、理解・獲得してほしい内容や、めざすべき民生委員・児童委員像を示しています。より具体的な内容は、④の「学ぶべき内容／獲得すべき力量」に示しています。

④ 学ぶべき内容、獲得すべき力量

- ・各階層の委員が活動を行なううえで身につけてほしい具体的な知識や相談援助技術などを示しています。
- ・「価値・基盤」は、民生委員・児童委員として活動を行なううえで常に踏まえておくべき事項といえます。
- ・「知識」は、委員活動を行なううえで必要となる知識です。
- ・「方法・技術」は、「知識」とともに委員活動を行なううえで求められる相談援助に関する方法や技術です。

【使命】

- ・民生委員・児童委員として果たすべき任務というべきものです。
- ・民生委員・児童委員の使命は、基本的な考え方は一貫しているものの、今日的な福祉問題、また福祉制度の変化等の外部環境を踏まえ、時代の要請に応じた取り組み課題が示されてきました。
- ・たとえば、民生委員制度創設 90 周年であった平成 19 年に定められた「民生委員・児童委員『広げよう 地域に根ざした 思いやり』行動宣言」では、「1. 安心して住み続ける

ことができる地域社会づくりに貢献します」、「2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します」、「3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます」、「4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます」、「5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます」と記されています。このような基本的な活動の方針を確認し、誇りをもって日々の活動を行なえるよう、活動の原点に立つ学習といえます。

【価値】

- ・民生委員・児童委員として活動を行なううえで、常に配慮しなければならない事項、常に心がけるべき事項、というべきものです。
- ・民生委員・児童委員には、3つの「基本姿勢」、3つの「活動原則」が定められています。
「3つの基本姿勢」とは、①社会奉仕の精神、②基本的人権の尊重、③政党・政治的目的への地位利用の禁止、をいいます。また「3つの活動原則」とは、①住民性の原則、②継続性の原則、③包括・総合性の原則、をいいます。
- ・これらに加え、民生委員法に定められた守秘義務、当事者の尊厳の尊重等についてもあらためて確認し、日々の活動において十分に意識することが大切です。

【知識】

- ・民生委員・児童委員活動を行なううえで求められる具体的な知識です。社会保障や社会福祉に関する諸制度やサービスの内容、関係機関が担っている役割等です。
- ・具体的には、第一に民生委員・児童委員制度の歴史の学びを通して民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等を、第二に社会保障、社会福祉諸制度等の基本的知識を学びます。
- ・これにより、日々の活動の意味を確認するとともに、住民や相談援助の当事者に伝えるべき情報の習得をめざします。

【発見】

- ・民生委員・児童委員として対応すべき、住民の生活問題や地域の福祉問題の発見、把握の方法等です。それには、住民からの相談等を受けることによる受動的なもの、民児協による事業や調査等を通じた能動的なものがあります。
- ・このうち、後者については、「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」（以下、「7つのはたらき」と略。）において、「1. 社会調査のはたらき」として「担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します」とされています。
- ・今回の提案においては、福祉問題の認識を高める講義と把握方法を学ぶ演習を盛り込むことにより、住民の生活問題、福祉問題を発見する方法についての理解を深めることをめざしています。

【相談】

- ・さまざまな生活問題を抱える地域住民からの相談に応じ、適切な支援につなげていくうえで必要となる傾聴等の技法や情報提供の方法等が該当します。
- ・「7つのはたらき」においては、「2. 相談のはたらき（地域住民がかかえる課題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。）」、「3. 情報提供のはたらき（社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。）」との役割を示しています。
- ・ここでは、「相談支援の基本と応用」に関する講義と、具体的な相談技法を習得するための演習を盛り込んでいます。
- ・なお、「情報提供」については、「知識」に関する講義において必要な情報を学びます。相談と情報提供は密接な関係にあり、援助困難な人への初期対応といった委員が日頃から直面している具体的な課題を通して、情報提供の方法についても学ぶことができるよう講義と演習を盛り込んでいます。

【地域連携】

- ・各種の専門機関・団体への「つなぎ役」としての民生委員・児童委員が理解しておくべき関係行政機関、団体、福祉施設等との連携方法やその留意点です。
- ・「7つのはたらき」においては、「4. 連絡通報のはたらき（住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。）」、「5. 調整のはたらき（住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。）」との役割を示しています。
- ・ここでは、地域にある当事者、住民、専門職等の「ひと」、施設やサービス、住民関係やネットワークという「もの」、生活課題に直面する住民の情報や住民活動等の「知らせ」等の資源を理解することをめざし、関係行政機関、福祉施設、団体等と連携する方法を具体的に学ぶための講義と演習を盛り込んでいます。
- ・また、適切なサービスが提供されるためには、必要なところにつなぐことが大切であり、連携の学習によって、具体的知識と技術を習得できることをめざしています。
- ・なお、民生委員・児童委員相同士の連携については、「民児協運営、活動の記録」において取り上げています。

【啓発】

- ・地域住民やさまざまな機関、団体との連携を通じ、地域をより良くしていくための取り組みを進めることをめざした意識喚起や協働の進め方についてです。
- ・「7つのはたらき」においては、「6. 生活支援のはたらき（住民の求める生活支援活動を自ら行ない、支援体制をつくっていきます。）」という役割を示しています。

- ・この「生活支援のはたらき」は、発見、相談、地域連携を通して行なわれるもので、それぞれの研修内容に関わります。しかし、生活支援は地域住民の幅広い理解なしには限界があります。ここでは、啓発の意味と方法を学ぶための研修内容を提案しています。

【民児協運営、活動の記録】

- ・「民児協の運営」は、民児協の組織、活動のあり方、またそれぞれの階層の委員が果たすべき役割等に関するものです。また「活動の記録」は、活動記録や福祉票の記入、保管や引き継ぎ上の留意点、個人情報保護の進め方等に関する事項です。
- ・「7つのはたらき」では、「7. 意見具申のはたらき（活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。）」と示しています。
- ・この意見提起については、「啓発」において学習プログラムを取り上げています。ここでは、新人委員、中堅委員、法定単位民児協会長、副会長、民生委員・児童委員リーダー、中核的役員が相互に助け合い、かつそれぞれの役割を担うという、民児協組織として効果的な運営を可能とできるような研修内容を組み立てています。

以上はいずれも民生委員・児童委員に求められる力量といえます。これらを盛り込み、実践力を確保、向上できる研修企画としていくことが、民生委員・児童委員活動の支援にもつながるものと考えられます。

《まとめ》

研修体系では、新任一中堅一正副会長と階層を設定し、経験年数等による段階ごとに学ぶべき内容を示しました。とくに、新任・中堅の委員研修には、必修科目(基本プログラム)と選択科目(応用・専門プログラム)を分けて提示。また、各階層の実施主体別の研修開催方法例をモデルプログラムとして示しました。

4) 導入にあたっての留意点

①参加型・交流型研修を増やし元気の出る研修に

私たちは、民生委員・児童委員が短期間で退任するという課題に直面しています。その理由は、人口の高齢化、担い手の高齢化等の地域の実情もあると思われませんが、同時に、民生委員・児童委員が対応している地域の問題が多様化、複雑化しており、委員活動が難しくなっていること、また個々の委員が活動において周囲のサポートを受けられず孤立していること等の理由があると思われれます。

そこで、本研修体系では、民生委員・児童委員にとって、それぞれの地域での役割と存在意義の理解につながる研修をめざし、一方的な知識の詰め込みではなく、グループ協議や演習を盛り込んだ内容とし、仲間作りにもつながる参加型研修、委員活動のやりがい、喜び、悩み、困難などを分かち合い、先輩委員からの助言や励ましを受けられるような交流研修を重視しています。ぜひ、実際の研修でもその点に留意していただければと思います。

②少人数で学ぶ研修は委員活動を支える人間関係づくりに有効

演習形式などの参加型・交流型研修は、人数的に小規模開催とならざるを得ず、都道府県で開催する場合はブロック(地区)別開催等の工夫も必要となります。市区町村や法定単位民児協での開催のほうが規模的には向いている場合もあります。

とくに研修主催者が意識すべき点として、民生委員・児童委員活動は、委員同士が助け合い、支え合うことでより強化されるという点において、研修の参加者同士の人間関係の構築も重要な目的となりうることです。研修を通じてお互いの理解を深め、それにより形成された人間関係は、以後の委員活動の財産となります。それゆえ、そうした点に配慮した研修という点では、市区町村・法定単位民児協における研修が大変重要な意味をもってきます。

民生委員法では、都道府県知事が民生委員の指導訓練に一義的な責任を負うと示されていることから(第18条)、この研修体系においても都道府県(指定都市)の行政や民児協が中心となって研修を実施するよう示していますが、上記のような点に配慮すれば、都道府県(指定都市)段階では研修計画や研修プログラムを立案し、具体的な実施は市区町村の行政や民児協へ委託することも考えられます。ただし、この場合、市区町村段階における実際の研修運営に関する力量や演習の指導講師の確保などに配慮する必要があると考えられます。

③単位民児協の定例会や「自ら学ぶ研修」も重要

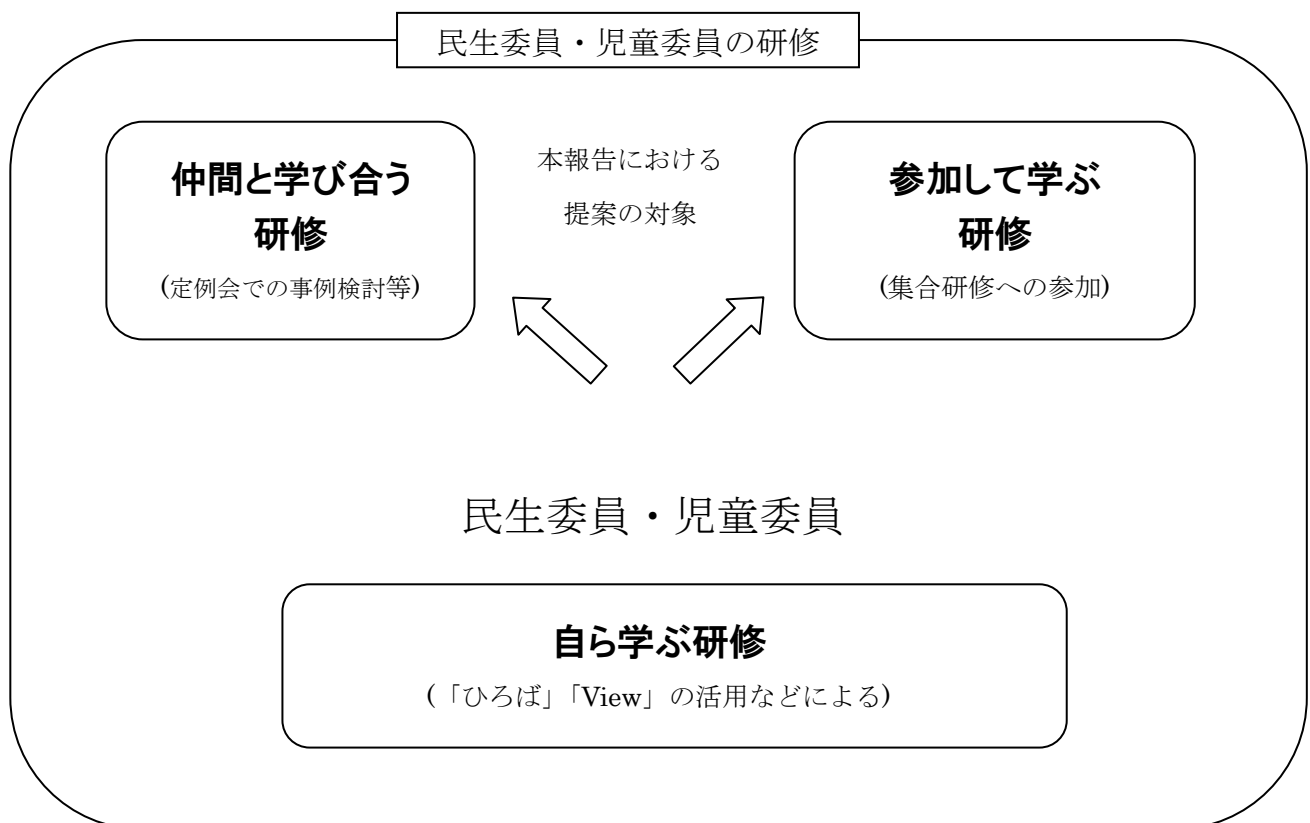
前記(1-(2)-①)のとおり、民生委員・児童委員がその力量を高めるための研修方法としては、「自ら学ぶ」研修、「仲間と学び合う」研修、「参加して学ぶ」研修の3種類が考えられます。

この報告における研修体系で示したものは、一部、市区町村段階での研修について単位民児協の定例会との組み合わせを例示していますが、大部分は、全国、都道府県・指定都市、市区町村段階での「集合研修」＝「参加して学ぶ」研修を対象としています。

今回の研修体系の提案は、各階層の民生委員・児童委員に求められる知識や力量を体系的に整理してはいますが、それは、集合研修への参加のみによってすべて獲

得できるというものではありません。各自の活動上の課題や関心に応じた「自ら学ぶ研修」、単位民児協内での「仲間と学ぶ研修」についても充実をはかり、この3種類の研修が効果的に実施されてこそ、民生委員・児童委員としての力を高めることにつながるということに留意することが大切です。

【民生委員・児童委員の研修方法と本研修体系の関係】



(2) 提案内容実現のために全民児連に期待される役割

①全国的な講師養成や研修教材の作成による支援

本検討会報告書において提案する各種の研修を各都道府県・指定都市において実施していくためには、講師の確保、つまり講師養成・育成および各都道府県・指定都市への適性配置が不可欠です。とりわけ、地方においては、テーマによっては研修講師の確保が困難なこともあるなど、新たな研修体系に沿った研修を円滑に実施するためには、積極的な講師養成も必要と考えられます。講師の養成・確保が、本研修体系の実現成否を左右するともいえます。

そのためには、全国段階における講師養成の取り組みが望ましいといえます。全国の民児協活動の連絡調整や支援活動を担う全民児連において、都道府県あるいは都道府県民児協からの推薦者を、研修講師として育成していく「インストラクター養成研修（仮称）」を開催していくことも考えられます。

その場合、講義による知識の伝達にとどまらず、各種の演習を展開できるファシリテート力の獲得も重要といえます。

「地元の大学で援助技術を研究・教育されており、講師としてお願いしたいのだが、民生委員・児童委員活動に関する理解が十分でない」、「弁護士は個人情報保護法について解説はしてくれるのだが、民生委員・児童委員活動における個人情報保護への配慮や留意については語れない」、「講義だけならいつも引き受けてくれるが、演習をお願いすると断られる」といった「講師候補者」といえる人材は、それぞれの地域にも存在すると思われれます。

そうした方々を「インストラクター養成研修（仮称）」を通じて、講師として養成・確保していく取り組みなどが必要と考えられます。ただし、「インストラクター養成研修（仮称）」は、民生委員・児童委員を直接の対象とした研修ではないため、この報告では、その内容について具体的に提示しておらず、実施に向けては別途検討が必要です。

また、講師の確保については、全国、また都道府県・指定都市の民児協が、社会福祉士会や精神保健福祉士協会等に対し、民生委員・児童委員研修への講師派遣を得られるよう、民生委員・児童委員の制度やその活動について、会員研修に盛り込んでもらうことを要請するといった方法も考えられます。

さらに、研修で使用する教材についても、全国段階で作成、提供することにより、都道府県・指定都市、市区町村段階の研修への支援という側面に加え、研修内容の質の確保にも資することが考えられます。

なお、本委員会では、報告書の別冊としてワークブックを作成しました。これは

演習形式の研修に活用できる適切な教材がないといった声を踏まえ、少人数での演習形式の研修の進め方の解説とともに、具体的な事例検討に活用してもらえよう、地域住民が抱える今日的課題や援助困難ケース等の事例を収載していますので、ぜひ活用いただければと思います。

②全国段階の研修の充実

本研修体系の提案においては、各地域においてリーダー的役割を担い、法定単位民児協の副会長や部会長として民児協の運営に携わり、さらには市区町村民児協や都道府県民児協の役員として運営に携わるベテランの民生委員・児童委員を対象に、全国段階の研修として「リーダー研修」、「中核的役員研修」を提案しています。

前者の「民生委員・児童委員リーダー研修」では、法定単位民児協の副会長や部会長が、一民生委員・児童委員としてだけでなく、地域社会への貢献、関係団体との連携、後進育成、民児協運営など、より広い視野を持ち活躍できる力量の獲得をめざしています。また、後者の「中核的役員研修」では、都道府県・指定都市民児協の役員および部会委員長等が、より高い人権意識や使命感を持ち、情勢に応じた民生委員・児童委員活動や民児協活動の方向性を指し示し牽引できる力量の獲得をめざしています。

現在、全民児連においては、類似の2研修を実施（全社協への国庫補助事業の企画、運営を全民児連が実施）しています。現行の2研修を充実、発展させるための見直しとともに、必要に応じて、さらなる専門的研修の実施について検討していく必要があると考えられます。

③民生委員・児童委員研修に関する財政的支援の拡充

既述のとおり、地方分権改革一括法による民生委員法改正により、民生委員・児童委員研修のあり方も見直されることとなりました。このことにより、都道府県（指定都市）の財政的理由により、委員研修費が削減され、研修の質や量に格差が生じ、ひいては民生委員・児童委員の力量の格差につながる懸念されています。

本検討会報告書の研修体系に基づく研修の質・量がすべての都道府県（指定都市）において均等・均質に実施されることで、はじめて法律に基づく全国制度としての民生委員・児童委員制度が担保されともいえるのではないのでしょうか。

各都道府県・指定都市において、この研修実施に係る財政的措置が適切に講じられるよう、全民児連、都道府県・指定都市民児協などから強く働きかけていく必要があります。

また、現在、全民児連が実施している共励事業における都道府県・指定都市民児協への研修助成について、さらに充実していく方向での見直しも期待されます。

(3) 研修別のプログラム構成の提案

以下、この研修体系に基き、都道府県・指定都市、市区町村等の各段階において、各階層の委員を対象とした研修を実施しようとする際、このようなプログラムとして実施することが考えられるという開催例（モデルプログラム）を紹介していきます。

これは、この研修体系で整理した各々の事項について、研修のなかで具体化しようとした場合、どの程度の時間が必要なのかといった「研修量（時間量）の目安」や「実施方法の例」を明示していないため、あくまで研修主催者、企画者の参考として提示するものです。

研修体系のそれぞれの事項には単位数の設定等を行っていませんので、この研修プログラム例を参考としつつ、主催者として事項別の重点の置き方なども勘案し、「これは90分講義の中の6分の1程度として、概ね15分程度」としようとか、「これは2時間程度の演習が必要な事項だな」といった判断をしていただければと思います。

研修プログラム例の時間設定は、現在の各都道府県・指定都市市民児協における研修日程等を参考に検討したため、日数や時間数の制約上、詰め込み的な部分もあります。

各項目について十分な時間が確保できてない、というご意見もあるかとは思いますが、時間配分を含め、開催方法については主催者において柔軟に対応していただいて結構です。

研修プログラム例の構成は、以下のようになっています。

1. 対象者等……受講対象者（例）を表しています。
2. 実施主体
3. 研修の目的（ねらい、理解すべき項目等）……別の形の研修を企画する場合には変わってきます。
4. 研修概要……別の形の研修を企画する場合には変わってきます。
5. 研修プログラム……別の形の研修を企画する場合には変わってきます。
6. 講師選定の考え方……その科目において、想定される講師像を例示しています。
7. 研修教材……その科目において、どのような教材を用いればよいか例示しています。
8. 研修技法……その科目において、どのような研修の進め方をすればよいか例示しています。
9. 研修実施上の留意事項／研修プログラムのバリエーション……別の形の研修開催方法を例示しています。
10. 研修体系項目別学習内容……研修体系項目ごとの学ぶべき内容を説明しています。

本委員会が提案する
研修体系および研修別モデルプログラム

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量							実施主体	
			価値・基盤		知識	方法・技術					
			使命	価値	知識	発見	相談	地域連携	啓発		民児協運営、活動の記録
新任民生委員・児童委員、主任児童委員 ※基本プログラム、応用・専門プログラムとを合わせて望ましい新任委員研修との位置付け。 ※ただし、研修日程上の制約等がある場合は、基本プログラムのみでも可。 ※応用・専門プログラムは、地域の状況に応じて研修項目を選択することで可。 ※応用的、実践的な内容を、ワークショップや事例研究等の形で深める。	基本プログラム	1. 民生委員・児童委員の職務と役割の理解 2. 民生委員・児童委員としての心構えの理解 3. 活動上最低限必要な基礎知識の獲得 4. 民児協の一員であることの自覚と組織活動の理解 5. 民生委員・児童委員活動のやりがいとよるこびの発見	1. 民生委員・児童委員の使命と誇り 2. 主要なはたらき	1. 3つの基本姿勢 2. 3つの原則 3. 基本姿勢	1. 今日の福祉問題の理解 2. 社会保障、社会福祉制度の理念としくみ 3. 民生委員活動と児童委員活動の基本と実際	1. 福祉問題の把握 2. 住民による地域活動の把握 3. 児童・高齢者・障がい者への虐待とその対応	1. 相談支援の基本と応用 2. 住民の立場による共感と支援	1. 協働した支援 2. 住民の福祉意識の向上	1. 住民の福祉意識の向上 【活動の記録】 1. 活動記録の意義と書き方の基本と活用 2. 福祉票・児童票の取り扱い 【委員活動支援】 1. 民生委員・児童委員と主任児童委員との連携 2. プライバシー保護・個人情報保護について	都道府県／政令指定都市	
	応用・専門プログラム	(応用・専門) 1. 地域に関わり、さまざまな問題を捉え、解決につなげる方法の理解				1. 福祉問題の把握 2. 災害時要援護者の把握と支援の方法	1. 相談支援の応用	1. 関連機関との連携の事例検討	【活動の記録】 1. 記録の書き方と活用 【委員活動支援】 1. メンタルヘルス	都道府県／政令指定都市	
★新任研修で、主任児童委員に求められる専門性の高い内容を追加する場合は、次々ページの研修内容を参考に必要な内容を追加する。											
新任民生委員・児童委員、主任児童委員 ※中堅民生委員・児童委員、民生委員・児童委員協議会の担当職員、都道府県および市区町村行政の担当職員、社協職員が講師になる地域の実情に即した実践的研修	市区町村研修	1. 活動地域・自治体における民生委員・児童委員の職務と役割の理解 2. 活動地域・自治体における関係機関や住民活動の理解	1. 民生委員・児童委員の使命と誇り 2. 地域における主要なはたらき	1. 3つの基本姿勢 2. 3つの原則 3. 基本姿勢	1. 行政のしくみ 2. 地域内の福祉問題 3. 地域内の関係機関 4. 地域内の住民団体活動	1. 高齢者等の生活実態 2. 生活問題の把握の方法 3. 災害時要援護者の把握	1. 相談に関する事例検討	1. 連携に関する事例検討	1. 保育園、幼稚園、学校や公民館との関わり	【活動の記録】 1. 記録の書き方 【委員活動支援】 2. 行政機関への協力	市区町村

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題/あ るべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量								実施 主体
			価値・基盤		知識	方法・技術					
			使命	価値	知識	発見	相談	地域連携	啓発	民児協運営、活動の 記録	
中堅民生委員・児童委員、主任児童委員 (2期目以上の委員を対象) ※基本プログラム、応用・専門プログラムとを合わせて望ましい中堅委員研修との位置付け。 ※ただし、研修日程・財源その他の制約がある場合は、基本プログラムのみでも可。 ※応用・専門プログラムは、地域の状況に応じて研修項目を選択することで可。 ※応用的、実践的な内容を、ワークショップや事例研究等の形で深める。	基本プログラム	★中堅委員としての役割の確認と強化 1. 民児協における自らの役割の理解 2. 今日的課題に対応する民生委員・児童委員の役割についての理解 3. 主任児童委員の役割の理解	1. 新任民生委員・児童委員との協働と支援 2. 民児協組織の運営上の役割	1. 基本姿勢 2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)	1. 情報提供に必要な知識(保健、医療、年金、社会保険、住宅、職業、法律、教育等) 2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)	1. 福祉問題の把握の方法 2. 把握した情報の活用 3. 災害時要援護者の把握と支援の方法	1. 援助困難な人への初期対応の方法(精神疾患や援助拒否等の事例) 2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援	1. 地域を理解する視点の習得 2. 地域特性の理解・地域力の判断 3. 地域資源(施設、サービス、人材、住民活動等)の理解	1. 市区町村計画の理解と読み方 2. 福祉問題の共有の方法 3. 民生委員・児童委員活動の理解の増進、普及啓発方法	【民児協運営】 1. 民生委員児童委員協議会の役割 2. 新任民生委員・児童委員のサポート	都道府県／政令指定都市
	応用・専門プログラム	4. 専門職と協働した危機対応についての理解 5. 生活問題に直面する人・家族の社会的・心理的・身体的側面の理解 新任研修プログラムを再確認するため、重複あり。		1. 情報提供に必要な知識. 2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)	1. 福祉問題の把握の方法 2. 把握した情報の活用	1. 援助困難な人への関わり・支援の方法 2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援	1. 連携づくりの方法と事例検討 2. 地域資源の開発 3. 連携と合意形成の手法	1. 市区町村の各種策定委員会での役割 2. 福祉問題の共有の方法	【委員活動支援】 1. 新任民生委員・児童委員のサポート事例	都道府県／政令指定都市	
★中堅研修で、主任児童委員に求められる専門性の高い内容を追加する場合は、3ページの研修内容を参考に必要な内容を追加する。											
中堅民生委員・児童委員 ※中堅民生委員・児童委員、民生委員・児童委員協議会の担当職員、都道府県および市区町村行政の担当職員、社協職員が講師になるなど、地域の実情に即した実践的な研修。	市区町村研修	1. 民児協における自らの役割の理解 2. 困難事例における対応方法の理解	1. 新任民生委員・児童委員との協働と支援 2. 民児協組織運営上の役割	1. 行政のしくみと担当者 2. 地域内の福祉問題と発見の仕組み 3. 地域内の関係機関と担当者 4. 地域内の住民活動(自治会組織、団体及びボランティア)とリーダー	1. 把握した情報の活用	1. 困難事例に関する検討 2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援	1. 地域連携の困難事例に関する検討	1. 地域特性をふまえた地域住民への啓発	【民児協運営】 1. 民生委員児童委員協議会の役割	市区町村	

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量							実施主体	
			価値・基盤		知識	方法・技術					
			使命	価値	知識	発見	相談	地域連携	啓発		民児協運営、活動の記録
主任児童委員 (主任児童委員に求められる専門性を踏まえて実施する研修) ※都道府県・指定都市(民児協)の半断により、新任委員研修、中堅委員研修に加えて、主任児童委員を対象に別途開催するもの		1. 児童問題(子育てにおける孤立、貧困等の生活困難、虐待、ひとり親家庭等)への取り組みにおける役割の理解	1. 児童委員活動要領		1. 主任児童委員の沿革と概要 2. 関係施策 3. 主任児童委員が取り組む課題	1. 児童問題、支援ニーズの把握	1. 民児協正副会長、児童委員と連携した援助困難家庭の相談と早期対応	1. 主任児童委員による連絡調整	1. 地域ぐるみで子育てを行うための企画・提案	【活動の記録】 1. 記録の作成 【民児協の運営】 1. 児童福祉部会等の(設置)運営 2. 民生委員・児童委員、主任児童委員による連絡調整 3. 主任児童委員の連携とネットワークの方法(市区町村/広域)	都道府県／政令指定都市
法定単位民児協会長、副会長		1. 法定・単位民児協会長・副会長としての心構えと役割 2. 法定・単位民児協の運営管理(事業計画・報告、予算・決算)の理解 3. 人材養成(後継民生委員・後継役員の育成) 4. 民児協の意見具申機能の理解 5. 主任児童委員と民生委員・児童委員の連携協働促進 6. 自主運営組織づくり	1. 民生委員・児童委員・主任児童委員の教育指導の役割 2. 法定単位民児協の運営と会長・副会長の役割	1. 資源の活用 2. 情報共有化と連携重視 3. 個人情報の保護と必要な情報の共有	1. 運営管理に必要な知識(会計等) 2. 改選・委嘱の手續きに関する知識(推薦母体、方法、手續き等) 3. 活動の引き継ぎと個人情報(要援護者台帳及び福祉票等の作成保管等) 4. 活動強化方策・行動宣言の理解		1. 相談支援活動を進めるために(地域の課題に照らした対応方法等の検討)	1. 災害時における民児協、自治会、町内会、自主防災組織等、地域との連携や民生委員・児童委員の活動について	【民児協の運営】 1. 民児協の組織活動の強化 【委員活動支援】 1. 新任委員、主任児童委員等への支援、連携 2. 地域課題の共有化と関係機関等との協働の取り組み	都道府県・政令指定都市	

民生委員・児童委員の研修体系

階層	区分	到達目標／課題／あるべき像	学ぶべき内容／獲得すべき力量							実施主体	
			価値・基盤		知識	方法・技術					
			使命	価値	知識	発見	相談	地域連携	啓発		民児協運営、活動の記録
民生委員・児童委員リーダー ※単位民児協の副会長 正副部長		1. 法定・市区町村民児協役員としての基本的な心構えと役割の理解 2. 法定・市区町村民児協の運営管理(事業計画・報告、予算・決算)の理解 3. 人材養成(後継民生委員・後継役員の育成)の理解 4. 民児協の意見具申機能の理解 5. 主任児童委員と民生委員・児童委員の連携協働促進 6. 主任児童委員への支援 7. 定例会の活性化 8. 自主運営組織づくり	1. 民生委員・児童委員・主任児童委員を指導・教育する役割 2. 法定単位民児協・連合民児協の運営管理の役割	1. 資源の活用 2. 情報共有化と連携重視 3. 個人情報の保護と必要な情報の共有	1. 運営管理に必要な知識(会計等) 2. 改選・委嘱の継続に関する知識 3. 支持・教育の考え方 4. 活動強化方策・行動指針の理解	1. 新任民生委員・児童委員への指導・教育の実施 2. 組織における人材(次期後継者)の育成	1. 法定単位民児協・連合民児協の運営管理(事業計画・報告、予算・決算) 2. 地域を基盤にした連携づくり(事例検討・情報交換) 3. 災害時における地域の関係組織と民児協との連携や民生委員・児童委員の活動 4. 民児協の組織・運営・活動の強化 5. 主任児童委員と民生委員・児童委員の連携協働促進	1. 先進事例の共有化 2. 他市区町村の現状把握と協力体制	1. 地域課題の共有化と提言 2. 関係機関と協働した取り組みについての基本的合意形成	【民児協の運営】 1. 民生委員・児童委員・主任児童委員を指導・教育する役割 2. 法定単位民児協・連合民児協の運営管理の役割 3. 民生委員・児童委員の状況把握と支援 4. 地域に向けての発信 5. 研修の充実	全 民 児 連
中核的役員 ※都道府県・政令指定都市民児協の幹部委員(副会長、部会長等)		1. 都道府県・指定都市民児協役員としての基本的な心構えと役割を理解する 2. 都道府県・指定都市民児協の組織運営について理解する 3. 人材養成(後継役員の育成)について理解する	1. 法定単位・市区町村民児協役員の指導・教育の役割 2. 法定単位民児協・市区町村民児協の運営管理の役割	1. 資源の活用 2. 情報共有化と連携重視 3. 個人情報の保護と必要な情報の共有	1. 組織運営に必要な知識(事業計画・報告、予算・決算) 2. 民生委員法・児童福祉法に関する法律知識 3. 改選・委嘱の継続 4. 活動強化方策・行動宣言の理解	1. 法定単位・市区町村民児協役員への助言 2. 組織における人材(次期後継者)の育成 3. 研修の企画実施	1. 都道府県・指定都市民児協の組織運営(事業計画・報告、予算・決算) 2. 民児協の組織・運営・活動の強化(上記参照)	1. 社会の変化に起因した課題等への対応	1. 全国レベル、都道府県・指定都市段階での政策提言	【民児協の運営】 1. 都道府県・指定都市民児協役員としての基本的な心構えと役割 2. 都道府県・指定都市民児協の組織運営 3. 会長間での情報交換(民児協運営方法等) 4. 人材養成(後継役員の育成)	全 民 児 連

研修別 モデルプログラム

※前頁までに掲載した研修体系（表）のうち、都道府県・指定都市、市区町村段階での実施研修
としている研修を実施する場合のモデルプログラムです。

①新任民生委員・児童委員・主任児童委員研修	【都道府県・指定都市研修】	36
②新任民生委員・児童委員・主任児童委員研修	【市区町村研修】	47
③中堅民生委員・児童委員・主任児童委員研修	【都道府県・指定都市研修】	52
④中堅民生委員・児童委員・主任児童委員研修	【市区町村研修】	60
⑤主任児童委員研修	【都道府県・指定都市研修】	64
⑥法定単位民児協 会長・副会長研修	【都道府県・指定都市研修】	70

①新任民生委員・児童委員・主任児童委員研修 モデルプログラム

【都道府県・政令指定都市研修】

1. 対象者等

- ①概ね1期目の新任民生委員・児童委員および主任児童委員
- ②参加者数の目安（定員）は、基本編のみの開催の場合は定員に上限は設けませんが、応用・専門編は演習要素が強くなるため100名程度とします。これに伴い、複数回の開催や複数会場での開催検討が考えられます。

2. 実施主体

都道府県・政令指定都市（行政による実施に加え、民児協・社協への委託実施／県内ブロック開催なども可）

3. 研修の目的（ねらい、理解すべき項目等）

概ね1期目の民生委員・児童委員および主任児童委員が習得すべき力量を示し、全国共通で受講すべき研修とします。地域福祉の担い手としての民生委員・児童委員、主任児童委員としての役割を自覚し、姿勢や原則に即した活動を自主的・主体的に展開することができる基本的知識と力量を習得するとともに、やりがいの発見や燃え尽きの予防についても学びます。具体的には、以下のような点を目標とします。

- ①民生委員・児童委員の職務と役割の理解
- ②民生委員・児童委員としての心構えの理解
- ③活動上最低限必要な基礎知識の獲得
- ④民児協の一員であることの自覚と組織活動の理解
- ⑤民生委員・児童委員活動のやりがいとよこびの発見

4. 研修概要

- ①基本編のみの場合は講義形式による1日間研修とします。
- ②専門・応用編も加える場合は、講義に加えて演習形を取り入れた2日間研修を基本とします。
「基本プログラム」の内容を網羅的に学ぶとともに、「応用・専門プログラム」から地域の実情等に応じてテーマを選択することにより、より掘り下げた研修が可能となります。
- ③基本編および応用編の両方を開講する場合も、必ずしも1泊2日など連続した日程でなくても構いません。
- ④基本編の各内容も必ずしも1日に収めなくても構いません。半日×複数回などの日程も考えられます。

5. 研修プログラム

【第1日】基本編（基本プログラム）

	時間配分	科目名および概説	研修内容	講師選定の考え方	研修教材	研修技法
①	10:00～11:00 (60分)	【講義】 民生委員・児童委員の職務と役割 民生委員・児童委員の法的な位置づけや、その役割、活動を行なううえでの基本的考え方に関する理解を深めます。	①民生委員・児童委員の使命と誇り ②主要な働き ③3つの基本姿勢 ④3つの原則 ⑤基本姿勢	・福祉系大学等教員 ・都道府県・指定都市市民協役員 ・同 社協幹部職員 ・同 社会福祉士会役員 等	『新任民生委員・児童委員の手引き』等を参考に、講師が作成	スクール形式もしくはシアター形式による講義
②	11:00～12:00 (60分)	【講義】 民生委員・児童委員活動に求められる基本的な知識 地域住民の相談支援にあたるうえで必要とされる社会保障、社会福祉制度に関する基礎知識について理解します。	①今日の福祉問題の理解 ②社会保障、社会福祉の理念と制度の仕組み ③民生委員活動と児童委員活動の基本と実際	同上	同上	同上
③	13:00～14:00 (60分)	【講義】 相談支援の心構えと基本技術 民生委員・児童委員活動の基本となる相談・支援場面における基本的技法や配慮について学びます。	①福祉問題の把握 ②児童・高齢者・障がい者への虐待とその対応 ③相談支援の基本と応用 ④住民の立場による共感と支援 ⑤活動記録の意義と書き方の基本と活用 ⑥福祉票・児童票の取り扱い	ソーシャルワーク技術、地域福祉、関連諸機関に関する知見を有し、講義・解説が可能な者 ・福祉事務所、児童相談所、社協、地域包括支援センター等職員 ・民間相談機関等の専門職 ・福祉系大学等教員 ・縣市社会福祉士会役員 等	同上	同上
④	14:00～15:00 (60分)	【講義】 問題解決・連携のための基本技術 専門職や地域住民等との連携・協働により問題を解決につなげていく技法を学びます。	①協働した支援 ②住民による地域活動の把握 ③住民の福祉意識の向上 ④民生委員・児童委員と主任児童委員との連携 ⑤プライバシー保護、個人情報保護	同上	同上	同上
⑤	15:00～16:00 (60分)	【講義】 民生委員・児童委員活動の実践事例報告 ベテラン委員から活動事例や支援事例等について講話を聞き、委員活動に関するイメージを具体化します。	①一週間の活動紹介 ②相談・支援の典型事例の紹介 ③その他活動紹介を通じて、委員活動のやりがい、誇り、責任等を伝達 ④困難点等の紹介（支援事例を通じて） 【以上の内容は「10. 項目別学習内容」には未記載】	2期目以上の中堅民生委員・児童委員	同上	同上

【第2日】応用・専門編（応用・専門プログラム）

⑥	10:00～12:00 (120分)	【講義と演習】 ニーズ把握と連携対応 いずれかのテーマを選定し、それに関する事例検討を通じて、要援護者への支援の流れや、関係機関との連携のあり方を具体的に学びます。	《選択テーマ》 ①福祉問題の把握 ②災害時要援護者の把握と支援の方法 ③関連機関との連携の事例検討 ④記録の書き方と活用	ソーシャルワークに関する知見を有し、講義・演習指導が可能な者 ・福祉事務所、児童相談所、社協、地域包括支援センター等職員 ・民間相談機関等の専門職 ・福祉系大学教員 ・縣市社会福祉士会役員 等	別冊のワークブックを活用するか、準拠して講師が作成 《ワークブックにおける演習プログラムNo.(左記選択テーマ別)》 ①⇒No.1 ②⇒No.2 ③⇒No.3 ④⇒No.4	グループによる演習 1グループは5名～6名 講師は1名で全体の進行管理を行なうことで可
⑦	13:00～15:00 (120分)	【講義と演習】 相談支援の応用 ロールプレイを通じて、相談・支援場面における基本的技法や困難事例への対応方法について学びます。	①相談支援の応用	同上	同上 《ワークブックにおける演習プログラムNo.(左記選択テーマ)》 ⇒No.5	同上
⑧	15:00～16:00 (60分)	【講義】 民生委員・児童委員の心の健康保持 民生委員・児童委員活動を展開するうえで必要となる、委員自身の心の健康保持について学びます。	①メンタルヘルス	・精神科医 ・精神保健福祉分野の大学教員 ・臨床心理士等の専門職 等	『新任民生委員・児童委員の手引き』等を参考に、講師が作成	スクール形式もしくはシアター形式による講義

6. 研修実施上の留意事項／研修プログラムのバリエーション

※ここに示した研修プログラムは、あくまでも一例です。研修体系に準拠しつつ県市において柔軟にプログラム設定をしてください。特に、委嘱直後の詰め込み型の新任研修は負担感も大きく、研修効果が薄れる可能性が高いため、下記の研修プログラムのバリエーションのように、2～3か月ごとに半日研修を開催し、順次学習を深めるような配慮も必要でしょう。また、県内を数地区に分けて開催するブロック開催や、市町村研修との分担・連動など効果的な研修方法を開発するのも良いでしょう。

《新任委員研修プログラムのバリエーション》

複数回分散開催の場合……研修内容は「研修体系」より引用。方法・技術に関する科目は、「基本プログラム」「応用・専門プログラム」を組み合わせ、講義と演習を行う。

回	時間	研修内容
第1回	午後3時間程度	使命、価値、知識、
第2回	午後3時間程度	発見、相談
第3回	午後3時間程度	地域・連携、啓発
第4回	午後3時間程度	民協運営、活動記録

就任1年目の間に、価値・知識・技術を網羅的に学べるよう3か月ごとに開催

※この研修に併せて、新任主任児童委員のみを対象とした科目を設定する場合には、全体の時間配分を工夫します。新任主任児童委員対象プログラムとしては、児童虐待への対応、児童相談所との連携、子育て支援・児童健全育成の推進方法など「研修体系」に沿った入門的内容が想定されます。

※各科目における研修内容の詳細は、「研修体系項目別学習内容」を参照してください。

7. 研修体系項目別学習内容

【基本プログラム】

価値・基盤	使命	1. 民生委員・児童委員の使命と誇り ①民生委員・児童委員信条
		<p>○民生委員・児童委員信条の内容について学ぶ。</p> <p>○民生委員法における民生委員の使命、児童福祉法における児童委員の使命について学ぶ。</p> <p>○地域におけるこれまでの民生委員・児童委員活動を知り、その思いと活動を継承することの意義を学ぶ。</p> <p>○民生委員・児童委員としての誇りを持ち、活動のやりがいや自らの自己実現を見いだす。</p>
		<p>【根拠法令・通知等】</p> <p>「民生委員法」第1条、第2条、第14条</p> <p>「民生委員・児童委員信条」</p>
価値・基盤	使命	2. 主要なはたらき 相談、連絡通報、調整、生活支援、その他(社会調査、情報提供、意見具申)
		<p>○民生委員・児童委員としての主要なはたらきについて、民生委員法、児童福祉法等で明文化されている内容を学ぶ。</p> <p>【民生委員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活状態の把握、生活に関する相談・助言、情報の提供、連携、福祉関係行政機関への協力、住民の福祉増進活動 <p>【民生委員協議会の任務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当区域・事項の決定、連絡調整、福祉関係行政機関との連絡、資料及び情報収集、知識及び技術の修得、必要な事項の処理、 ・意見具申、社会福祉関係団体の組織への参加 <p>【児童委員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び妊産婦の生活及び環境の状況把握、情報の提供、援助・指導、関係者との連携、福祉関係行政機関への協力、児童の健全育成に関する気運醸成、福祉増進活動 ・児童虐待への取り組み、意見具申、連絡通報 <p>【主任児童委員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の関係機関や児童委員との連絡調整、児童委員の援助及び協力
		<p>【根拠法令・通知等】</p> <p>「民生委員法」第14条、第24条</p> <p>「児童福祉法」第17条、「児童委員の活動要領」</p>

価値・基盤	価値	1. 3つの基本姿勢 ①社会奉仕の精神、②基本的人権の尊重、③政党政治目的への地位利用の禁止
<p>○以下の3つの基本姿勢の重要性について学ぶ。</p> <p>①社会奉仕の精神:社会奉仕の精神を持って、社会福祉の増進に努めます。</p> <p>②基本的人権の尊重:民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが、とくに重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。</p> <p>③政党・政治目的への地位利用の禁止:職務上の地位を、政党または政治的目的のために利用してはなりません。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第1条、第15条、第16条</p>		
価値・基盤	価値	2. 3つの原則 ①住民性の原則、②継続性の原則、③包括・総合性の原則
<p>○以下の3つの原則の重要性について学ぶ。</p> <p>①住民性の原則:自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。</p> <p>②継続性の原則:福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。</p> <p>③包括・総合性の原則:個々の福祉の問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。</p>		
価値・基盤	価値	3. 基本姿勢 ①必要とされる責任(守秘義務、個人情報保護、プライバシー保護の実際と運営)
<p>○民生委員は民生委員法において職務上知りえた情報を漏らさない義務があることを学ぶ。</p> <p>○民生委員は個人情報保護法の対象(事業者)ではないが、民生委員法の守秘義務に基づき、個人情報(特定の個人が識別できる情報)を適切に管理、活用する方法について学ぶ。</p> <p>○プライバシーに関する情報とその保護への配慮について学ぶ。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第15条</p>		

知識	知識	1. 今日の福祉問題の理解 ①貧困と生活保護 ②高齢者・児童・障がい者の福祉問題 ③孤立・孤独と地域福祉
<p>○今日の社会における福祉問題の現状と課題について、全国的な動向や各都道府県・政令指定都市の状況を学ぶ。</p>		

知識	知識	2. 社会保障、社会福祉の理念と制度のしくみ ①理念(ex. ノーマライゼーション) ②制度のしくみ
○ノーマライゼーションや社会的包摂などの理念について学ぶ。 ○介護保険制度や生活保護制度等、現在の社会保障、社会福祉制度のしくみについて学ぶ。 ○行政が運営する福祉関係機関(福祉事務所、児童相談所、保護観察所、精神保健福祉センター等)について知る。 ○民間社会福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ、共同募金会等)の役割や活動内容について知る。		
知識	知識	3. 民生委員活動と児童委員活動の基本と実際 ①民生委員・児童委員制度の歴史 ②民生委員法、児童福祉法等関連規定の知識 ③「児童委員活動要領」 ④民生委員児童委員協議会組織の知識
○濟世顧問制度や方面委員制度から今日に至る歴史を通して、先人達の思いを知ることによって、民生委員・児童委員の社会的使命について学ぶ。 ○民生委員法や児童福祉法等における規定について学ぶ。 ○民生委員児童委員協議会の組織体制について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】 「民生委員法」、「児童福祉法」、「民生委員法施行令」、「児童委員の活動要領」		

方法・技術	発見	1. 福祉問題の把握 ①地域を把握する方法(福祉問題の把握方法、訪問の仕方、日常的な会話の中からの発見) ②実情把握と報告の方法
○訪問活動による生活問題の把握方法と留意点について学ぶ。 ○心配ごと相談所等での来所や電話相談による生活問題の把握方法と留意点について学ぶ。 ○サロン活動等の行事を通じた生活問題の把握方法と留意点について学ぶ。 ○把握した情報について記録し、必要に応じて民生委員児童委員協議会や関係機関に報告する方法について学ぶ。		
方法・技術	発見	2. 住民による地域活動の把握
○自治会、婦人会、老人クラブ、PTA等、住民による地域活動を行っている組織を知る。 ○ボランティアやNPOについて知る。		
方法・技術	発見	3. 児童・高齢者・障がい者への虐待とその対応
○児童・高齢者・障がい者への虐待に関する現状と対応策、連携機関等について学ぶ。 ○虐待に関する関連法規について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】 「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」		

方法・技術	相談	1. 相談支援の基本と応用 ①原則(受容、自己決定、秘密保持、傾聴等) ②総合相談(心配ごと相談)と個別相談の対応 ③当事者の思いの理解
○相談支援を行う際の基本的な姿勢について学ぶ。 ○民生委員・児童委員・主任児童委員として実施・協力している相談活動について知る。 ○支援を必要とする人々が、どのような思いを持っているのかを理解し、相手の状況に応じた対応方法について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】 「市町村児童家庭相談援助指針」		
方法・技術	相談	2. 住民の立場による共感と支援
○民生委員・児童委員・主任児童委員が同じ地域住民として、生活者の視点に立った共感と支援の方法について考える。		
【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第1条		

方法・技術	地域連携	1. 協働した支援 ①福祉行政機関の基本的業務内容と連携窓口の理解 ②社会福祉協議会・地域包括支援センター等福祉機関の理解と連携 ③福祉施設・関係機関の理解と連携 ④協働する意味、背負い込まないことの確認
○福祉事務所、児童相談所、保護観察所、精神保健福祉センター等の福祉行政機関の基本的な業務内容と協働による支援について学ぶ。 ○社会福祉協議会や地域包括支援センター、指定相談支援事業所、子育て拠点等の福祉関係機関の基本的な業務内容と協働による支援について学ぶ。 ○その他、関係機関との連携について学び、民生委員・児童委員・主任児童委員だけで背負い込まないことを確認する。		
【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第14条第4項・第5項、「児童相談所運営指針」第7章第6節(児童委員との関係)		

方法・技術	啓発	1. 住民の福祉意識の向上 ①地域住民・児童等への福祉教育の推進 ②人権意識の普及啓発活動の推進 ③学校訪問・行事参加の推進
○地域において、これまで民生委員・児童委員・主任児童委員が住民の福祉意識向上に向けてどのような活動を行ってきたかを学ぶ。 ○人権意識の普及啓発のための取り組みについて考える。 ○学校と連携していくための関わり方について学ぶ。		

方法・技術	民児協運営 活動の記録	【活動の記録】 1. 活動記録の意義と書き方の基本と活用
<p>○なぜ活動記録が必要なのか、どのように書けばよいのかを具体的な事例を通して学ぶ。 ・相談支援とその他の活動の分類、関係機関との連絡調整等の記入</p>		
方法・技術	民児協運営 活動の記録	【活動の記録】 2. 福祉票・児童票の取り扱い
<p>○民生委員・児童委員・主任児童委員として行う福祉票(ケース記録票)や児童票の記入方法、情報の管理について学ぶ。 ・主訴の整理、事実と私見の区別等の記入の留意点</p> <p>○記入は自ら行い、うわさや伝聞はそのまま記載しないこと、支援に関係ない事項や本人から記載拒否された事項は記載しないことを確認する。</p> <p>○福祉票・児童票は複写や持ち歩いたりせず、自宅での保管は家族の目にふれない場所にすることを確認する。</p> <p>○福祉票・児童票を紛失した場合の対応について徹底する。</p>		
方法・技術	民児協運営 活動の記録	【活動の記録】 3. 民生委員・児童委員と主任児童委員との連携
<p>○児童の福祉に関するケースでは、主任児童委員と区域担当の民生委員・児童委員は互いに連絡をとりながら、主任児童委員が関係機関との連絡調整を行うことについて、具体的な事例を通して学ぶ。</p> <p>○民生委員・児童委員が児童や妊産婦の福祉に関する活動を行う場合には、主任児童委員が援助・協力することについて、具体的な事例を通して学ぶ。</p>		
方法・技術	民児協運営 活動の記録	【活動の記録】 4. プライバシー保護・個人情報保護について
<p>○プライバシーや個人情報について、秘密を守るべき場合や関係機関で共有する場合など、適切な取り扱いについて、具体的な事例を通して学ぶ。</p> <p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第15条 「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について」(H19年3月2日厚生労働省事務連絡)、 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(H24年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)</p>		

【応用・専門プログラム】

方法・技術	発見	1. 福祉問題の把握 ①児童・高齢者・障がい者虐待の発見の方法 ②見守り、声かけ活動の方法
<p>○児童・高齢者・障がい者の虐待に関する正しい知識を身につけ、早期発見につなげる視点と方法について事例検討や演習を通して学ぶ。</p> <p>○日常生活や訪問時の見守りや声かけをどのように行っていけばよいのか、事例検討や演習を通して学ぶ。</p>		
方法・技術	発見	2. 災害時要援護者の把握と支援の方法
<p>○災害時に支援を必要とする人は誰かを学ぶ。</p> <p>○災害時要援護者の把握について、行政機関からの情報や日々の民生委員・児童委員活動を通して要援護者台帳を作成していくことについて学ぶ。</p> <p>○担当地域において自治会や町内会等と協働しながら、住宅地図を活用して災害時に支援を必要とする人がどこに暮らしているかを把握し、さらに災害時だけでなく平常時の支援体制について考える方法について学ぶ。</p> <p>○要援護者情報の共有について、手挙げ方式、同意方式、関係機関共有方式の方法を知る。</p> <p>○災害時において要援護者の安否確認や情報提供など、民生委員・児童委員として協力できる支援方法について学ぶ。</p> <p>○避難を要する災害においては、自らの安全を確保した上で、担当地域の要援護者に対して、どこまで支援ができるか、あらかじめ地域住民や専門職と話し合いの場を持つことについて確認する。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】</p> <p>「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(H19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知)、内閣府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」H18年</p>		

方法・技術	相談	1. 相談支援の応用 ①相談技法(基本的面接技術) ②援助困難な人への関わり技法 (援助困難な高齢者への関わり) ③子どもの適応障害への対応技術 ④児童虐待家庭への対応技術
<p>○相談支援において必要な基本的面接技術について、演習を通して学ぶ。</p> <p>○援助困難な人、子どもの適応障害、児童虐待家庭等、対応が難しい場合の事例を取り上げて専門的知識や対応方法について学ぶ。</p>		

方法・技術	地域連携	1. 関連機関との連携の事例検討 ①福祉事務所・児童相談所との連携 ②学校との連携 ③保健所・医療機関との連携 ④社会福祉協議会との連携 ⑤関係機関・団体・ボランティア・NPO等との連携
○各地域の援助対応実績を踏まえて、保健・医療・福祉・教育・司法関係の機関や団体との協働方法について、具体的な事例をもとに学ぶ。		

方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【活動の記録】 1. 記録の書き方と活用
○民生委員・児童委員・主任児童委員として行う記録の書き方について事例を通して学ぶ。 ○事例検討などで記録を活用する際に、個人が特定されないための配慮について学ぶ(個人名や生年月日、住所は伏せる。個人名や地名はイニシャル表記でなく、仮名あるいはABCのアルファベット順で表記する。事例検討で使用した資料は回収する等)		
方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【委員活動支援】 2. メンタルヘルス ①メンタルヘルスとは ②ストレスとは ③もえつきの防止、等
○民生委員・児童委員・主任児童委員が感じるストレスとその要因や、自分としてどのようにストレスへ対応していけばよいのか等を学ぶ。		

②新任民生委員・児童委員・主任児童委員研修 モデルプログラム

【市区町村研修】

1. 対象者等

- ①概ね1期目の新任民生委員・児童委員および主任児童委員
- ②参加者数の目安(定員)は、科目の選定によって変わりますが、民児協単位で定例会などに合わせて2時間～3時間程度の開催なども考えられます。

2. 実施主体

市区町村(行政、民児協での開催)

3. 研修の目的(ねらい、理解すべき項目等)

概ね1期目の民生委員・児童委員および主任児童委員が、市区町村(地域)で活動する上で特に必要となる実践的知識、市区町村特有の課題・特性や関心などに応じて習得すべき力量を示し、選択的に開催できる研修です。

一般的力量については都道府県(指定都市)主催研修において学びますが、「自らが活動する市区町村にあつて特に学んでおく内容」に特化した、あるいは「市区町村内の社会資源を知り、理解する内容」の研修と位置付けています。具体的には、地域の専門機関・専門職との連携について地域の具体的事例を通じて学ぶことや、積極的に関係機関や施設を訪問して学ぶなどの方法を取り入れつつ、以下のような内容について学びます。

- ①市区町村における民生委員・児童委員、主任児童委員の職務と役割の理解
- ②市区町村における民生委員・児童委員活動上必要な基礎知識(関係機関や住民活動等の社会資源)の理解
- ③都道府県・指定都市主催研修を補足する内容

4. 研修概要

- ①科目の組み合わせにより会場は変わってきます。関係機関や施設の訪問、見学等を盛り込むことも考えられます。
- ②1日間研修、半日研修など柔軟に開催できます。定例会などに合わせて1～2時間程度の開催も可能です。

5. 研修プログラム

市区町村および市区町村民児協の事情に応じ、「研修体系」に掲げた単元(項目)を学びます。市区町村における新任民生委員・児童委員向け研修は、下記の開催例に示しているように、各年度の上半期・下半期に1回ずつを開催、3年間で計6回程度受講できることが望ましいと考えられます。

とくに1年目の上半期に開催する研修では、民生委員・児童委員活動の基本(知識・傾聴等の役割)、下半期に開催する研修では、地域の福祉関係機関との協働について、社協や地域包括支援センターなどの訪問見学等を通じて学ぶことが考えられます。

	年	期	研修テーマ/内容
一期目	1年目	上半期	地域における主要なはたらき
		下半期	行政のしくみ
	2年目	上半期	地域内の福祉問題
		下半期	地域内の関係機関(県学も可)
	3年目	上半期	地域内の住民団体活動
		下半期	相談・連携に関する事例検討

研修テーマ/内容は、あくまでも例示です

6. 講師選定の考え方

- ・市区町村研修の講師については、市区町村の事情や状況に通じた地元専門職等に依頼することが考えられます。
- ・研修内容によっては、都道府県域等に範囲を広げて、福祉系大学教員、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会の役員、同社会福祉協議会幹部職員、同社会福祉士会役員、各種専門職などに依頼することが考えられます。

7. 研修教材

- ・市区町村研修の資料については、科目、内容に応じて各講師が教材開発します。特に事例を用いた演習をする場合は、市区町村内の具体的な事例を用い、その検討を通じて、関係機関・団体の名称や機能について理解が深まるよう配慮すると一層効果的でしょう。

8. 研修技法

- ・科目の設定により、講義、演習、視察・見学など多様な研修が考えられます。

9. 研修実施上の留意事項／研修プログラムのバリエーション

市区町村研修は、市区町村単位でのみ開催するものではなく、法定単位民協の定例会に合わせて毎月、隔月毎、半年毎に開催するなど、柔軟に運用できます。開催内容については「研修体系項目別学習内容」を参照してください。

10. 研修体系項目別学習内容

※以下の項目の中から選択により、研修テーマを設定。

価値・基盤	使命	1. 民生委員・児童委員の使命と誇り
		<p>○民生委員法における民生委員の使命、児童福祉法における児童委員の使命について学ぶ。</p> <p>○濟世顧問制度や方面委員制度から今日までの歴史を通して、先人達の思いを知ることによって、民生委員・児童委員の社会的使命と誇りについて学ぶ。</p> <p>○担当地域におけるこれまでの民生委員・児童委員活動を知り、その思いと活動を継承することの意義を学ぶ。</p> <p>○民生委員・児童委員としての誇りを持ち、活動のやりがいや自らの自己実現を見いだす。</p>
価値・基盤	使命	2. 地域における主要なはたらき
		<p>○民生委員・児童委員としての主要なはたらきについて、民生委員法、児童福祉法等で明文化されている内容を学ぶ。</p> <p>【民生委員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活状態の把握、生活に関する相談・助言、情報の提供、連携、福祉関係行政機関への協力、住民の福祉増進活動 <p>【児童委員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び妊産婦の生活及び環境の状況把握、情報の提供、援助・指導、関係者との連携、福祉関係行政機関への協力、児童の健全育成に関する気運醸成、福祉増進活動 ・児童虐待への取り組み、意見具申、連絡通達 <p>【主任児童委員の職務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の関係機関や児童委員との連絡調整、児童委員の援助及び協力 <p>【根拠法令・通知等】</p> <p>「民生委員法」第1条、第2条、第14条、 「児童福祉法」第17条、「児童委員の活動要領」</p>

価値・基盤	価値	1. 3つの基本姿勢
		<p>○以下の3つの基本姿勢の重要性について学ぶ。</p> <p>①社会奉仕の精神: 社会奉仕の精神を持って、社会福祉の増進に努めます。</p> <p>②基本的人権の尊重: 民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが、とくに重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いをしません。</p> <p>③政党・政治目的への地位利用の禁止: 職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはなりません。</p>
価値・基盤	価値	2. 3つの原則
		<p>○以下の3つの原則の重要性について学ぶ。</p> <p>①住民性の原則: 自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。</p> <p>②継続性の原則: 福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。</p> <p>③包括・総合性の原則: 個々の福祉の問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。</p>

価値・基盤	価値	3. 3つの基本的性格
<p>○以下の3つの基本的性格の重要性について学ぶ。</p> <p>①自主性:常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。</p> <p>②奉仕性:誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。</p> <p>③地域性:一定の地域社会(担当区域)を基盤として、適切な活動を行います。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】</p> <p>「民生委員法」第1条、第10条、第13条、第14条、第15条、第16条</p>		

知識	知識	1. 行政のしくみ
<p>○担当する地域の地方自治体行政のしくみや、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、女性福祉、生活保護等の担当課について知る。</p> <p>○行政が運営する福祉関係機関(福祉事務所、児童相談所、保護観察所、精神保健福祉センター等)について知る。</p>		
知識	知識	2. 地域内の福祉問題
<p>○少子高齢化、単身世帯増加、孤独死、認知症、ひとり親家庭、失業、ひきこもり等、全国的な福祉問題の状況を踏まえながら、担当地域の福祉問題について知り、今後の対応方法について考える。</p>		
知識	知識	3. 地域内の関係機関
<p>○地域内の福祉施設、医療機関、教育機関の所在と主な特徴について知る。</p> <p>○社会福祉協議会の事業内容(生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業、心配ごと相談等)について知る。</p>		
知識	知識	4. 地域内の住民団体活動
<p>○地域内の住民組織(町内会・自治会・老人会、自主防災組織等)の状況や特徴について知る。</p> <p>○地域内のボランティア活動の状況や特徴について知る。</p> <p>○地域内の趣味サークル等の活動の状況や特徴について知る。</p>		

方法・技術	発見	1. 高齢者等の生活実態
<p>○高齢者や障がい者等の健康状態、暮らし、社会生活、公共サービスの利用、職業や収入、家族等の生活実態について、全国の状況を参考にしながら担当地域の状況を学ぶ。</p>		
方法・技術	発見	2. 生活問題の把握の方法
<p>○訪問活動による生活問題の把握方法と留意点について学ぶ。</p> <p>○心配ごと相談所等での来所や電話相談による生活問題の把握方法と留意点について学ぶ。</p> <p>○サロン活動等の行事を通じた生活問題の把握方法と留意点について学ぶ。</p>		
方法・技術	発見	3. 災害時要援護者の把握
<p>○災害時に支援を必要とする人は誰かを学ぶ。</p> <p>○災害時要援護者の把握について、行政機関からの情報や日々の民生委員・児童委員活動を通して要援護者台帳を作成していくことについて学ぶ。</p> <p>○担当地域において自治会や町内会等と協働しながら、住宅地図を活用して災害時に支援を必要とする人がどこに暮らしているかを把握し、さらに災害時だけでなく平常時の支援体制について考える方法について学ぶ。</p> <p>○要援護者情報の共有について、手挙げ方式、同意方式、関係機関共有方式の方法を知る。</p>		

【根拠法令・通知等】

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(H19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知)、「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(H24年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)

方法・技術	相談	1. 相談に関する事例検討
○各地域の相談対応実績を踏まえて、これまで多い相談内容や場面に応じた対応方法について、具体的な事例をもとに学ぶ。		
1. 加齢や障がい等に伴い支援を必要とする者への対応(①要介護、要支援の状態にある高齢者、②認知症高齢者、③健康に不安を訴える単身高齢者、④身体障がいを有する児・者、⑤知的障がいを有する児者、⑥精神障がいを有する者、⑦発達障がいを有する者)		
2. ひとり親世帯への支援(①母子世帯、②父子世帯)		
3. 低所得、生活困窮世帯への支援(①生活保護の利用が望ましい世帯、②生活福祉資金の利用が考えられる世帯、③多重債務者、④生活困難世帯における子どもの教育)		

方法・技術	地域連携	1. 連携に関する事例検討
○各地域の援助対応実績を踏まえて、これまで連携してきた機関や団体との協働方法について、具体的な事例をもとに学ぶ。		

方法・技術	啓発	1. 保育園、幼稚園、学校や公民館との関わり
○福祉に関する住民意識を高めるため、子どもや大人達の学習・教育の場である保育園、幼稚園、学校、公民館等において、これまでどのような関わりをしてきたかを知り、また今後どのように協働していくことが求められるかを考える。		

方法・技術	民児協運営、活動の記録	1. 記録の書き方
○民生委員・児童委員・主任児童委員として行う記録の書き方について学ぶ。		
・活動記録・福祉票(ケース記録票)・児童票の記入方法		
・生活福祉資金貸付制度の民生委員調査書・借受世帯援助記録票の記入方法		
方法・技術	民児協運営、活動の記録	2. 行政機関への協力
○行政企画への協力事項として、以下の手続きや内容等について学ぶ。		
・証明事務の内容と取り扱いの基準・方針・留意点		
・調査事項…行政協力活動としての調査事項、自主活動としての調査事項		
・対応すべきでない主な証明範囲		
・行政機関で発行できる主な証明		

③中堅民生委員・児童委員・主任児童委員研修 モデルプログラム

【都道府県・政令指定都市研修】

1. 対象者

- ①概ね2期目以上の中堅民生委員・児童委員。
- ②演習が中心となるため、会場・講師等の事情に合わせて定員を設定。

2. 主体

都道府県・政令指定都市（行政による実施に加え、民児協・社協への委託実施／県内ブロック開催なども可）

3. 研修の目的（ねらい、理解すべき項目等）

概ね2期目以上の民生委員・児童委員が習得すべき力量を示し、全国共通で受講することが望ましい研修です。新たな問題を発見し、関係者と共働して解決を図る、相談・支援および地域福祉推進の実践力の一層の向上を図ります。また、単位民児協の運営にも積極的にに関わり、正副会長とともに民児協運営に協力するとともに、後輩委員への助言や支援などの役割を果たしていけるよう、以下のような点を目標とします。

- (1) 民児協における自らの役割の理解
 - ①先輩民生委員・児童委員としての役割の理解（後輩への指導・助言）
 - ②民児協運営上の役割
- (2) 今日の課題に対応する民生委員・児童委員の役割についての理解
 - ①権利擁護に関する理解
 - ②地域との協働についての理解
- (3) 主任児童委員の役割の理解
- (4) 専門職と協働した危機対応についての理解
- (5) 生活問題に直面する人・家族の社会的・心理的・身体的側面の理解

4. 概要

- ①基本編のみの場合は、1日間の研修とします。
- ②専門・応用編も加える場合は、講義に加えて演習形式も取り入れた2日間研修を基本とします。
「基本プログラム」の内容を網羅的に学ぶとともに、「応用・専門プログラム」から地域の実情等に応じてテーマを選択することにより、より掘り下げた研修が可能となります。
- ③基本編および応用編の両方を開講する場合も、必ずしも1泊2日など連続した日程でなくても構いません。
- ④基本編の各内容も必ずしも1日に収めなくても構いません。半日×複数回などの日程も考えられます。

5. 研修プログラム

【第1日】基本編（基本プログラム）

	時間配分	科目名および概説	研修内容	講師選定の考え方	研修教材	研修技法
①	10:30~12:00 (90分)	<p>【講義】 民児協運営と中堅民生委員・児童委員の役割</p> <p>中堅民生委員・児童委員が民児協内で果たすべき役割を理解するとともに、活動を行なううえでの基本的考え方について再確認します。</p>	<p>①新任民生委員・児童委員との協働と支援 ②民児協組織の運営上の役割 ③基本姿勢 ④民生委員児童委員協議会の役割 ⑤新任民生委員・児童委員のサポート ⑥民生委員・児童委員活動の理解の増進、普及啓発方法</p>	<p>・福祉系大学等教員 ・都道府県・指定都市市民児協役員 ・同 社協幹部職員 ・同 社会福祉士会役員 等</p>	『新任民生委員・児童委員の手引き』等を参考に、講師が作成	スクール形式もしくはシアター形式による講義
②	13:00~14:30 (90分)	<p>【講義と演習】 民生委員・児童委員力の向上をめざしてⅠ</p> <p>中堅民生委員・児童委員として、より迅速かつ的確な援助活動が行なえるよう、一層の知識・技術の向上を図ります。</p>	<p>①情報提供に必要な知識 ②今日の福祉問題の理解（事例検討） ③福祉問題の把握の方法 ④把握した情報の活用 ⑤災害時要援護者の把握と支援の方法 ⑥援助困難な人への初期対応の方法（精神疾患や援助拒否等の事例）</p>	<p>ソーシャルワーク技術、地域福祉、関連諸機関に関する知見を有し、講義・解説が可能な者</p> <p>・福祉事務所、児童相談所、社協、地域包括支援センター等職員 ・民間相談機関等の専門職 ・福祉系大学等教員 ・県市社会福祉士会役員 等</p>	<p>別冊のワークブックを活用するか、準拠して講師が作成</p> <p>≪ワークブックにおける演習プログラムNo.(左記選択テーマ別)≫ ①⇒No.6 ②⇒No.7 ③⇒No.8 ④⇒No.9 ⑤⇒No.10 ⑥⇒No.11</p>	<p>グループによる演習 1グループは5名~6名 全体の進行管理は講師が行なうが、グループごとに進行役を配置</p> <p>※複数名の講師補助者を配置する方式も考えられる</p>
③	14:30~16:00 (90分)	<p>【講義と演習】 民生委員・児童委員力の向上をめざしてⅡ</p> <p>同上</p>	<p>①地域を理解する視点の習得 ②地域特性の理解・地域力の判断 ③地域資源（施設、サービス、人材、住民活動等）の理解 ④市区町村計画の理解と読み方 ⑤福祉問題の共有の方法</p>	同上	<p>同上</p> <p>≪ワークブックにおける演習プログラムNo.(左記選択テーマ別)≫ ①⇒No.12 ②⇒No.13 ③⇒No.14 ④⇒No.15 ⑤⇒No.16</p>	同上

【第2日】応用・専門編（応用・専門プログラム）

④	10:30~11:30 (60分)	<p>【講義と演習】 中堅民生委員・児童委員に必要な知識と役割</p> <p>事例検討を通じて、さまざまな福祉制度や個人情報保護、消費者保護制度等の知識の獲得を図ります。</p>	<p>①情報提供に必要な知識 ②市区町村の各種策定委員会での役割</p>	<p>ソーシャルワーク技術、地域福祉、関連諸機関に関する知見を有し、講義・解説が可能な者</p> <p>・福祉事務所、児童相談所、社協、地域包括支援センター等職員 ・民間相談機関等の専門職 ・福祉系大学等教員 ・県市社会福祉士会役員 等</p>	<p>別冊のワークブックを活用するか、準拠して講師が作成</p> <p>≪ワークブックにおける演習プログラムNo.(左記選択テーマ別)≫ ①⇒No.17 ②⇒No.18</p>	<p>グループによる演習 1グループは5名~6名 全体の進行管理は講師が行なうが、グループごとに進行役を配置</p> <p>※複数名の講師補助者を配置する方式も考えられる</p>
⑤	11:30~12:00 (30分)	<p>【講義】 新任民生委員・児童委員への支援</p> <p>新任民生委員・児童委員への支援方法を学びます。</p>	①新任民生委員・児童委員のサポート事例	<p>・福祉系大学等教員 ・都道府県・指定都市市民児協役員 ・同 社協幹部職員 ・同 社会福祉士会役員 等</p>	『新任民生委員・児童委員の手引き』等を参考に、講師が作成	スクール形式もしくはシアター形式による講義
⑥	13:00~16:00 (180分)	<p>【演習】 援助困難事例への対応</p> <p>援助困難事例の支援過程を追いつつ、問題の把握、関係機関等との連携、地域資源開発、合意形成、問題の共有化等について学びます。</p>	<p>≪選択テーマ≫ ①今日の福祉問題の理解（事例検討） ②福祉問題の把握の方法 ③援助困難な人への関わり、支援の方法 ④連携づくりの方法と事例検討 ⑤地域資源の開発 ⑥連携と合意形成の手法 ⑦福祉問題の共有の方法</p>	<p>ソーシャルワーク技術、地域福祉、関連諸機関に関する知見を有し、講義・解説が可能な者</p> <p>・福祉事務所、児童相談所、社協、地域包括支援センター等職員 ・民間相談機関等の専門職 ・福祉系大学等教員 ・県市社会福祉士会役員 等</p>	<p>別冊のワークブックを活用するか、準拠して講師が作成</p> <p>≪ワークブックにおける演習プログラムNo.(左記選択テーマ別)≫ ①⇒No.19 ②⇒No.20 ③⇒No.21 ④⇒No.22 ⑤⇒No.23 ⑥⇒No.24 ⑦⇒No.25</p>	<p>グループによる演習 1グループは5名~6名 全体の進行管理は講師が行なうが、グループごとに進行役を配置</p> <p>※複数名の講師補助者を配置する方式も考えられる</p>

6. 研修実施上の留意事項／研修のバリエーション

- ①科目の設定およびプログラムは、あくまでも例示です。各都道府県において、無理のない研修プログラムを作成してください。
- ②新任研修に比べて演習科目が大幅に増えますので、研修参加者の定員を制限をせざるを得ない場合は、ブロック開催、科目毎に細分化し、時差開催するローテーション受講、また取り上げる内容の取捨選択など、例示にとらわれず開催方法を工夫してください。
- ③2期目から3期目にかけての中堅民生委員・児童委員は、任期中に本研修を一回受講すればよいということではありません。テーマ別の研修や外部研修など継続的に研鑽を重ねることが大切です。そこで、都道府県・指定都市での中堅民生委員・児童委員を対象とした研修開催方法として、①対象者を絞り込んで内容に反映した研修、②専門性の高いテーマ別の研修、③複数年をかけたゼミナール的な研修、といったバリエーションが考えられます。

【バリエーション案】

	研修の名称案（種類）	考え方	内容・構成案	備考
1	中堅委員初期研修	2期目に入った委員を主たる対象として、民児協活動の中核を担う委員として期待される役割や専門性を学ぶ研修として開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・1日研修 ・中堅研修の「基本プログラム」を中心とした内容にて構成する。 	
2	中堅委員 テーマ別研修	市区町村や単位民児協の段階では講師確保等の面で開催することが困難な、相談援助技術や今日的な福祉課題について掘り下げて学ぶ研修。	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり半日程度 ・相談援助技術、精神障害者や依存症、引きこもり、自殺など、市区町村域では専門的研修が困難なテーマを内容とする。 	
3	中堅委員専門研修 (ゼミナール研修)	市区町村・単位民児協の役員などを対象に、参加者を固定し、2年～3年間の継続研修として実施する研修。 今後の単位民児協役員となる人材の養成(幹部養成)研修としての実施も考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回1日×3年間 ・網羅性ある専門的知識の付与、地域の福祉課題等を素材とした演習や、委員の精神的な支援等を内容とする。 	比較的小人数での実施とすることが適当と思われる。

7. 研修体系項目別学習内容

【基本プログラム】

価値・基盤	使命	1. 新任民生委員・児童委員との協働と支援
○新任民生委員・児童委員の悩みや不安を受け止め、協働・支援していく方法を考える。		
価値・基盤	使命	2. 民児協組織の運営上の役割
○民生委員法における民生委員協議会の規定について学ぶ。 ○中堅委員として民児協運営上期待される役割について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】		
「民生委員法」第20条、第24条、第25条		

価値・基盤	価値	1. 基本姿勢 ①守秘義務(個人情報保護、プライバシー保護の実際と運営) ②災害時、緊急時の対応
○個人情報の保護と関係者間での情報共有について、支障があった事例等を通して、適切な対応方法について学ぶ。 ○災害時において、自らの安全を守ること、支援を必要とする人々を支える体制を平常時から築いておくことの重要性を確認する。		
【根拠法令・通知等】		
「民生委員法」第15条(人格の尊重、秘密保持等)、「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について」(H19年3月2日厚生労働省事務連絡)、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(H19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知)、「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(H24年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)		

知識	知識	1. 情報提供に必要な知識(保健、医療、年金、社会保険、住宅、職業、法律、教育等)
○支援において情報提供するために必要な知識について、地域の事例を通して学ぶ。		
知識	知識	2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)
○地域の福祉問題の状況と対応について、事例検討を通して理解を深める。		

方法・技術	発見	1. 福祉問題の把握の方法 ①見守り、声かけ、訪問、聞き取りによる発見
○疾病や何らかの要因により、自ら支援を求めることができない人々の生活問題を把握する方法について学ぶ。		
方法・技術	発見	2. 把握した情報の活用 ①緊急時の判断と関係機関への連絡方法
○虐待や孤立死など緊急で対応すべき場合の判断について学ぶ。 ○具体的な事例を通して連絡する関係機関について学び、休日や早朝、夜間帯の連絡方法についても確認する。 ○孤立死が疑われる場合、一人で立ち入らず、まず行政機関等に連絡することを確認する。		

方法・技術	発見	3. 災害時要援護者の把握と支援の方法
○災害時要援護者の把握について民生委員・児童委員・主任児童委員として協力する方法や、安否確認や情報提供などの支援方法について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】		
「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(H19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知)		

方法・技術	相談	1. 援助困難な人への初期対応の方法 (精神疾患や援助拒否等の事例)
○当該地域の実情に応じて、以下のような援助困難者への対応について事例を通して学ぶ。		
①他者による援助を拒否する高齢者等、②アルコールや薬物の依存者、③うつ病を抱える者、④引きこもりの者、⑤ニート、⑥自殺未遂者、⑦自死遺族、⑧外国人、⑨中国帰国者、⑩刑余者(刑務所出所者)、⑪ホームレス		

方法・技術	地域連携	1. 地域を理解する視点の習得
○地域を理解していく上での視点(地域の特性、社会資源、住民の生活問題など)について学ぶ。		
方法・技術	地域連携	2. 地域特性の理解・地域力の判断
○地域の歴史や人口動態、産業などから地域特性を理解する視点を学ぶ。		
○地域の課題だけでなく、住民活動や社会資源など地域のもつ力を見る視点を学ぶ。		
方法・技術	地域連携	3. 地域資源(施設、サービス、人材、住民活動等)の理解
○民生委員・児童委員活動の中で連携していく地域資源(生活支援に関する施設、サービス、人材、住民活動等)について具体的な事例を通して学ぶ。		

方法・技術	啓発	1. 市区町村計画の理解と読み方
○市区町村の福祉関連計画の種類と内容について学ぶ。		
方法・技術	啓発	2. 福祉問題の共有の方法 ①新任民生委員・児童委員との情報の共有
○福祉問題について、民生委員協議会として新任民生委員・児童委員・主任児童委員との情報共有の方法を学ぶ。		
方法・技術	啓発	3. 民生委員・児童委員活動の理解の増進、普及啓発方法
○地域住民に対して、民生委員制度やその活動に関する理解を増進していくための普及・啓発活動について学ぶ。		

方法・技術	民児協運営、活動の記録	【民児協運営】 1. 民生委員児童委員協議会の役割 ①委員個人の活動を民児協で支える方法 ②部会・委員会活動の効果的な進め方 ③報告や記録(会議録)のまとめ方
○民生委員児童委員協議会の役割について学ぶ。		
○民生委員児童委員協議会における部会・委員会活動の進め方について学ぶ。		
○民生委員児童委員協議会としての活動の報告や記録のまとめ方について学ぶ。		

方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【民児協運営】 2. 新任民生委員・児童委員のサポート ①定例会等の活用 ②メンタルヘルス
○民生委員児童委員協議会として新任民生委員・児童委員をサポートしていく方法(定例会等での助言、先輩委員による個別相談、新任委員同士の話し合い等)について学ぶ。		
○民生委員児童委員協議会としてできるメンタルヘルスの取り組みについて学ぶ。		

【応用・専門プログラム】

知識	知識	1. 情報提供に必要な知識 ①児童・障がい者・高齢者虐待防止法やDV防止法、成年後見制度等 各種権利擁護制度の概要と対応の流れに関する知識 ②個人情報保護法 ③消費者被害の手口と防止に関する知識 ④売春防止法
○福祉関連制度の内容や社会的背景を理解し、住民に対する相談で適切な情報提供や助言ができるように法律に基づく対応方法等について学ぶ。		
知識	知識	2. 今日の福祉問題の理解(事例検討)
○地域の福祉問題の状況と対応方法について、事例検討を通して学ぶ。		

方法・技術	発見	1. 福祉問題の把握の方法 ①アンケート調査による発見 ②実施されている調査から福祉問題を読み取る
○民生委員・児童委員活動として地域住民を対象にアンケート調査を行う場合の調査票作成および調査の実施方法について学ぶ。		
○介護保険事業計画や地域福祉計画等の策定過程において実施されている調査がある場合には、そうした既存の調査結果をもとに福祉問題を読み取っていく視点を学ぶ。		
方法・技術	発見	2. 把握した情報の活用 ①新任民生委員・児童委員への助言
○地区民協定例会や研修会等、新任民生委員・児童委員を含めた事例検討を行う場面において、把握した情報の活用について助言を行う際のポイントを学ぶ。		

方法・技術	相談	1. 援助困難な人への関わり・支援の方法 ①自殺未遂、うつ、自死遺族、ホームレス、依存症等の困難事例 ②外国人への対応(言語面、生活支援)
○自殺未遂、うつ、自死遺族、ホームレス、依存症等の困難事例を取り上げて、対応方法について学ぶ。		
○当該地域の外国人の状況を踏まえて、求められる支援のあり方について学ぶ。		
方法・技術	相談	2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援
○困難事例に関する新任民生委員・児童委員・主任児童委員への助言・支援の方法について、ベテラン委員の経験等から学ぶ。		

方法・技術	地域連携	1. 連携づくりの方法と事例検討 ①関係機関・団体・ボランティア等との連携づくり ②地域住民組織や当事者組織との連携づくり
○民生委員・児童委員・主任児童委員として専門職や住民との連携を新たに築いていった事例をもとに連携づくりの方法について学ぶ。		
方法・技術	地域連携	2. 地域資源の開発
○地域で新たに見守り声かけやサロン活動、住民相互の助け合い活動を始めていく方法について学ぶ。 ○地域住民や商店等に対して、要援護者への見守りや声かけ活動に協力を求めていく際の方法について学ぶ。		
方法・技術	地域連携	3. 連携と合意形成の手法
○専門職や地域住民等と連携していく際に求められる合意形成の方法(個別説明、ネットワーク会議、住民座談会等の開催)について学ぶ。		

方法・技術	啓発	1. 市区町村の各種策定委員会での役割
○市区町村の福祉計画策定委員会の委員となった場合や策定過程に参画する場合の役割(地域状況の説明や、提言、社会的に弱い立場にある住民の声を代弁する等)について学ぶ。		
方法・技術	啓発	2. 福祉問題の共有の方法 ①住民への情報提供・広報活動の方法 ②関連機関との情報の共有と役割の合意 ③研修企画
○民生委員児童委員協議会として住民に対して地域の福祉問題を伝えていく方法(交流会・学習会開催、チラシ・リーフレット作成、アンケート調査、要援護者マップづくり等)について学ぶ。 ○民生委員・児童委員協議会として地域で起きている福祉問題を関係機関と話し合い、役割を検討していく方法について学ぶ。 ○民生委員・児童委員協議会として民生委員・児童委員あるいは地域住民も対象とした研修企画を考えてみる。		

方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【民児協運営】 1. 新任民生委員・児童委員のサポート事例
○メンタルヘルス等の具体的な取り組みについて先進的に取り組んでいる事例を基に学ぶ。		

④中堅民生委員・児童委員・主任児童委員研修 モデルプログラム

【市区町村研修】

1. 対象者等

- ①概ね2期目以上の民生委員・児童委員および主任児童委員
- ②参加者数の目安（定員）は、科目の選定によって変わりますが、民児協単位で定例会などに合わせて開催する方法も考えられます。

2. 実施主体

市区町村（行政、民児協での開催）

3. 研修の目的（ねらい、理解すべき項目等）

概ね2期目以上の民生委員・児童委員および主任児童委員が、市区町村(地域)の課題や特性、関心に応じて、選択開催・選択受講できる研修です。都道府県・指定都市研修では質量が不十分な部分を市区町村研修で補完することができます。具体的には、市区町村の課題に即して以下のような点を学ぶことを目標とします。

- (1) 民児協における自らの役割の理解
 - ①先輩民生委員・児童委員としての役割の理解（後輩への指導・助言）
 - ②民児協運営上の役割
- (2) 困難事例における対応方法の理解

4. 研修概要

- ①科目の組み合わせにより会場は変わってきます。関係機関や施設の訪問、見学等を盛り込むことも考えられます。
- ②1日間研修、半日研修など柔軟に開催できます。定例会などに合わせて1～2時間程度の開催も可能です。

5. 研修プログラム

市区町村および市区町村民児協の実情に応じて、「研修体系」に挙げた科目を学びます。市区町村における中堅民生委員・児童委員向け研修は、下記の開催例に示しているように、各年度の上半期、下半期に1回ずつ開催し、3年間で6回程度受講できるような方式も望ましいでしょう。

	年	期	研修テーマ／内容
一期目	1年目	上半期	新任民生委員・児童委員との協働と支援
		下半期	民児協組織運営上の役割
	2年目	上半期	行政のしくみと担当者
		下半期	地域内の福祉問題と発見の取り組み
	3年目	上半期	地域内の関係機関と担当者
		下半期	地域内の住民活動団体

研修テーマ／内容は、あくまでも例示です

6. 講師選定の考え方

- ・市区町村研修の講師については、市区町村の事情や状況に通じた地元専門職等に依頼することが考えられます。
- ・研修内容によっては、都道府県域等に範囲を広げて、福祉系大学教員、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会の役員、同社会福祉協議会幹部職員、同社会福祉士会役員、各種専門職などに依頼することが考えられます。

7. 研修教材

- ・市区町村研修の資料については、科目、内容に応じて各講師が教材開発します。特に事例を用いた演習をする場合は、市区町村内の具体的な事例を用い、その検討を通じて、関係機関・団体の名称や機能について理解が深まるよう配慮すると一層効果的でしょう。

8. 研修技法

- ・科目の設定により、講義、演習、視察・見学など多様な研修が考えられます。

9. 研修実施上の留意事項／研修プログラムのバリエーション

上記の研修プログラム例のような開催方法の他に、宿泊研修、一日研修、半日研修など、多様な日程で設定しても構いません。市区町村研修は、市区町村単位でのみ開催するものではなく、法定単位民協の定例会に合わせて毎月、隔月毎、半年毎に開催するなど、柔軟に運用できます。取り上げる内容については「研修体系項目別学習内容」を参照してください。

10. 研修体系項目別学習内容

※以下の項目の中から選択により、研修テーマを設定。

価値・基盤	使命	1. 新任民生委員・児童委員との協働と支援
<ul style="list-style-type: none"> ○新任民生委員・児童委員の氏名と担当地区について知る。 ○新任民生委員・児童委員の悩みや不安を受け止め、協働・支援していく方法を考える。 		
価値・基盤	使命	2. 民児協組織運営上の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員法における民生委員協議会の規定について学ぶ。 ○当該地域における民生委員協議会の活動内容について知る。 		
【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第20条、第24条、第25条		

知識	知識	1. 行政のしくみと担当者
<ul style="list-style-type: none"> ○担当する地域の地方自治体行政のしくみや、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、女性福祉、生活保護等の担当課と担当者について知る。 ○行政が運営する福祉関係機関(福祉事務所、児童相談所、保護観察所、精神保健福祉センター等)と担当者について知る。 		
知識	知識	2. 地域内の福祉問題と発見の仕組み
<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、単身世帯増加、孤独死、認知症、ひとり親家庭、失業、ひきこもり等、全国的な福祉問題の状況を踏まえながら、担当地域の福祉問題について知る。 ○福祉問題を抱える人々を発見する方法(戸別訪問、住民からの連絡、地域行事を通しての気づき、アンケート調査、グループインタビュー等)について学び、当該地域の仕組みと取り組み状況について学ぶ。 		
知識	知識	3. 地域内の関係機関と担当者
<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の福祉施設、医療機関、教育機関と連携する際に窓口となる担当者や連絡方法について知る。 ○民生委員として連携が必要な社会福祉協議会の事業(生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業、心配ごと相談等)担当者や連絡方法について知る。 		
知識	知識	4. 地域内の住民活動(自治会組織、団体及びボランティア)とリーダー
<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の住民組織(町内会・自治会・老人会、自主防災組織等)の状況と代表者や連絡担当者を知る。 ○地域内のボランティア活動の状況と代表者や連絡担当者を知る。 ○地域内の趣味サークル等の活動の状況代表者や連絡担当者を知る。 		

方法・技術	発見	1. 把握した情報の活用 ①新任民生委員・児童委員への助言
<ul style="list-style-type: none"> ○地区民協定例会や研修会等、新任民生委員・児童委員を含めた事例検討を行う場面において、把握した情報の活用について助言を行う際のポイントを学ぶ。 		

方法・技術	相談	1. 困難事例に関する検討
<p>○当該地域の実情に応じて、以下のような援助困難者への対応について学ぶ。</p> <p>①他者による援助を拒否する高齢者等、②アルコールや薬物の依存者、③うつ病を抱える者、④引きこもりの者 ⑤ニート、⑥自殺未遂者、⑦自死遺族、⑧外国人、⑨中国帰国者、⑩刑余者(刑務所出所者)、⑪ホームレス</p>		
方法・技術	相談	2. 困難事例に関する新任民生委員・児童委員への支援
<p>○ベテラン民生委員・児童委員等を講師として、その経験から助言や支援の方法について学ぶ。または、教育や人材養成の専門職等を講師としてコーチングやスーパービジョンなど、助言の方法について学ぶ。</p> <p>○新任委員からの困難事例等の相談があった場合の対応について学ぶ。</p>		

方法・技術	地域連携	1. 地域連携の困難事例に関する検討
<p>○地域において、民生委員・児童委員・主任児童委員として専門職や住民との連携で困難さを感じた事例を取り上げて検討を行う。</p>		

方法・技術	啓発	1. 地域特性をふまえた地域住民への啓発
<p>○福祉問題等への住民の関心を高めるためにどのような活動を行っていくか、これまでの取り組みを振り返る中で検討する。</p> <p>○他地域の民生委員・児童委員活動の視察や相互交流、講師招聘による研修会の開催等によって、地域住民への伝え方について学ぶ。</p>		

方法・技術	民児協運営、活動の記録	1. 民生委員児童委員協議会の役割 ①委員個人の活動を民児協で支える方法 ②部会・委員会活動の効果的な進め方
<p>○負担を訴える委員に対するメンタルヘルスの対応方法について学ぶ。</p> <p>○民児協役員等を講師として、当該地域におけるこれまでの部会や委員会活動の内容や進め方について学ぶ。</p>		

⑤主任児童委員研修 モデルプログラム 【都道府県・政令指定都市研修】

1. 対象者

主任児童委員

2. 主体

都道府県・政令指定都市（行政による実施に加え、民児協・社協への委託実施／県内ブロック開催なども可）

3. 研修の目的（ねらい、理解すべき項目等）

主任児童委員の役割・活動特性を踏まえ、主任児童委員として求められる知識や力量の習得を目標とします。特に、児童問題（子育てにおける孤立、貧困等の生活困難、虐待、ひとり親家庭等）への取り組みにおける役割の理解を深めることとなります。具体的には、以下のような点を目標とします。

(1) 児童問題への取り組みにおける役割の理解

- ① 児童に関する関係機関との調整窓口役
- ② 民児協・児童委員との協力体制づくり
- ③ 児童委員と連携した児童虐待家庭への支援者
- ④ 児童の健全育成の推進者

4. 概要

グループ演習が可能な机椅子の可動会場で100人程度で開催
1日研修とします。

5. 研修プログラム 右頁参照

6. 研修実施上の留意事項

- ・長時間にわたる演習となるので、受講者が疲れのないような運営上の配慮をする必要があります。また、演習を行うための会場の配慮や受講人数の制限なども必要となります。
- ・プログラム例の他に、宿泊研修、半日研修、視察研修、分散研修などさまざまな日程での開催が考えられます。取り上げる内容については「研修体系項目別学習内容」を参照してください。

5. 研修プログラム

	時間配分	科目名および概説	研修内容	講師選定の考え方	研修教材	研修技法
①	10:30～12:00 (90分)	<p>【講義】 主任児童委員の役割</p> <p>主任児童委員として活動するうえでの基本事項を再確認します。</p>	<p>①児童委員活動要領 ②主任児童委員制度の沿革と概要</p> <p>※民生委員・児童委員研修との一部重複を含む</p>	<p>・児童福祉分野や主任児童委員活動に知見を有する大学等の教員 ・ベテランの主任児童委員</p>	関係資料をもとに講師が作成	スクール形式もしくはシアター形式による講義
②	13:00～14:30 (90分)	<p>【講義】 主任児童委員活動の対象と児童家庭福祉施策</p> <p>児童分野の施策や対象世帯が抱える課題について理解を深めます。</p>	<p>①関係施策 ・児童の健全育成 ・母子保健対策 ・子育て支援対策 ・ひとり親家庭支援 ②主任児童委員が取り組む課題</p>	同上	同上	同上
③	14:30～16:00 (90分)	<p>【講義と演習】 主任児童委員力の向上をめざして</p> <p>主任児童委員に期待される専門的対応に関する力量の獲得をめざします。</p>	<p>①児童問題、支援ニーズの把握 ②民児協正副会長、児童委員と連携した援助困難家庭の相談と早期対応 ③主任児童委員による連絡調整 ④地域ぐるみで子育てを行なうための企画・提案 ⑤記録の作成 ⑥児童福祉部会等の(設置)運営 ⑦主任児童委員の連携とネットワークの方法</p>	主任児童委員研修の指導講師経験を有する大学等教員とベテラン主任児童委員によるチーム	別冊のワークブック等を参考に、講師が作成	<p>・グループによる演習 ・1グループは5名～6名</p> <p>※左記講師チームによる指導</p>

7. 研修体系項目別学習内容

価値・基盤	使命	1. 児童委員活動要領 ①児童委員活動要領「第3 主任児童委員の活動」に即した活動 ②児童問題への取り組みの中心機能
○主任児童委員は、地区担当の児童委員への援助・協力、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に関して地域で中心的な役割を果たすことが求められている。児童相談所や学校との連携、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）における役割等について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】 「民生委員・児童委員信条」、「児童委員活動要領」		

知識	知識	1. 主任児童委員の沿革と概要 ○主任児童委員制度が平成6年に創設され、社会・援護局長、児童家庭局長連名通知により制度化されたこと、また平成13年には児童福祉法が一部改正され児童委員の職務の明確化及び主任児童委員が法定化されたこと、「民生委員・児童委員の定数基準について(通知)」により複数配置が実現したこと、さらに平成16年にも児童福祉法が一部改正され、主任児童委員の職務に関し、児童委員の職務を行うことを妨げない旨の規定が追加されていた沿革とその社会的背景について学ぶ。
知識	知識	2. 関係施策 ①児童健全育成の推進に関する知識 ②母子保健対策に関する知識 ③子育て支援対策に関する知識 ④ひとり親家庭への理解
○国の次世代育成支援対策の取り組みについて学ぶ。 ○地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業等の概要について学ぶ ○子どもの健康に関する取り組み(乳幼児健診、新生児マス・スクリーニング、SIDS)について学ぶ。 ○子どもの事故防止対策について学ぶ。 ○ひとり親家庭の現状、子育てや生活支援、就業支援等の概要について学ぶ。		
【根拠法令・通知等】 厚生労働省「健やか親子21」、厚生労働省「子ども・子育てビジョン」(H22年1月29日閣議決定)、 「子ども・子育て関連3法」(H24年8月10日)、厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」(H24年10月24日)		
知識	知識	1. 主任児童委員が取り組む課題 ①児童虐待の発生原因の理解 ②発達障がい・適応障がい・精神障がい等に関する知識 ③子育て、子育てに関する知識
○児童虐待はどの家庭にも起こりうるものという認識にたち、リスク要因となる保護者、子ども、養育環境などの状況について学ぶ。 ○発達障がい、適応障がい、精神障がい等、目に見えない障がいについて学ぶ。 ○子育て中の保護者の現状や悩み、子どもの健康や発達について学ぶ。		

方法・技術	発見	1. 児童問題、支援ニーズの把握 ①子育てサロン活動等との関わりを通じた子育てニーズの発見 ②児童委員が発見した虐待等への緊急対応の方法 ③関係機関(市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、乳幼児施設、教育委員会等)との連携と情報交換のあり方
○子育てサロン活動等を通して子育て中の親との関わりを持ち、ニーズを発見・把握していく方法について学ぶ。 ○児童委員から児童虐待等に関する情報が寄せられた際の対応方法について学ぶ。 ○連携すべき関係機関について学んだ上で、日常的あるいは緊急的な場面において、どのように情報交換を行ってニーズの把握や共有を行っていくか学ぶ。		

方法・技術	相談	1. 民児協正副会長、児童委員と連携した援助困難家庭の相談と早期対応 ①精神的な疾患を有する保護者への対応 ②障がいをもつ児童とその家庭への対応 ③虐待された児童とその家庭への対応 ④非行児童とその家庭への対応 ⑤被災した児童とその家庭への対応 ⑥不登校児童とその家庭への対応
○援助困難家庭に対して主任児童委員だけで抱え込まず、民児協の正副会長や児童委員と連携して対応していく方法について、具体的な事例を通して学ぶ。 ○精神的な疾患を有する保護者や障がいをもつ子ども、虐待を受けた子ども、被災した子ども、非行児童の心理的状况について理解し、相談や早期対応の方法について、具体的な事例を通して学ぶ。		

方法・技術	地域連携	1. 主任児童委員による連絡調整 ①子育て支援拠点との定期的な連絡 ②児童館や母親クラブ・子ども会等育成者等と連携した各種企画 ③要保護児童対策地域協議会への参画 ④子ども110番との連携 ⑤関係機関(市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、乳幼児施設、教育委員会、保護司、保護観察所等)の専門職・職員と主任児童委員との連携対応
○主任児童委員として連絡調整を行う機関や団体との関わり方について学ぶ。具体的には、民児協の正副会長、児童委員、子育て支援拠点、児童館、母親クラブ、子ども会、要保護児童対策地域協議会、子ども110番、市区町村行政、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会、保護司、保護観察所等との連携について具体的な事例を通して学ぶ。		
【根拠法令・通知等】 「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」(H22年9月16日 文部科学省男女共同参画学習課長・児童生徒課長、厚生労働省育成環境課長連名通知)、「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」(H21年3月16日文部科学省男女共同参画学習課長、育成環境課長連名通知)、		

方法・技術	啓発	1. 地域ぐるみで子育てを行うための企画・提案 ①子育てハンドブック(社会資源)の作成 ②行政や社協の福祉計画への反映
○子育てに関する社会資源をハンドブックにまとめる等の活動を通して、地域全体で子育てに関わる場を作っていく方法について学ぶ。		
○行政や社協の福祉計画の状況を把握し、提言していく方法について学ぶ。		

方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【活動の記録】 1. 記録の作成
○主任児童委員として行う記録の書き方について学ぶ。 ・活動記録・福祉票(ケース記録票)・児童票の記入方法		
方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【民児協の運営】 1. 児童福祉部会等の(設置)運営
○先駆的に取り組んでいる地域の実践から、児童福祉部会等の設置・運営の方法について学ぶ。		
方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【民児協の運営】 2. 民生委員・児童委員、主任児童委員による連絡調整 ①正副会長への連絡、報告、相談 ②児童委員とのケース情報共有および緊密な連携対応
○具体的な事例の検討を通して、正副会長への連絡、報告、相談の方法について考える。		
○具体的な事例の検討を通して、児童委員とのケース情報の共有、連携について考える。		
方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【民児協の運営】 3. 主任児童委員の連携とネットワークの方法(市区町村／広域)
○市区町村内や広域での主任児童委員間や関係機関との連携について先進的な事例を通して学び、今後のあり方について考える。		

⑥法定単位民児協 会長・副会長研修 モデルプログラム

【都道府県・政令指定都市研修】

1. 対象者

法定単位民児協の会長および副会長

2. 主体

都道府県・政令指定都市（行政もしくは民児協での実施）

3. 研修の目的（ねらい、理解すべき項目等）

法定単位民児協の民児協会長・副会長として求められる知識や力量の習得を目標とします。特に、組織内連携、運営管理、会計、人材育成等への取り組みについて理解を深めることをめざします。

4. 概要

グループ演習が可能な机椅子の可動会場で100人程度で開催

1日研修とします。

5. 研修プログラム

	時間配分	科目名および概説	研修内容
①	10:30～12:00 (90分)	《講義》民児協会長・副会長の心構えと役割 民児協会長・副会長に求められる基本的な役割と心構えについて学びます。	①民生委員・児童委員・主任児童委員の教育指導の役割 ②法定単位民児協の運営と会長・副会長の役割 ③活動強化方策・行動宣言の理解
②	13:00～14:30 (90分)	《講義》民児協会長・副会長が地域の課題解決に果たすべき役割	①資源の活用 ②情報共有化と連携重視 ③個人情報の保護と必要な情報の共有 ④相談支援活動の進め方 ⑤災害時における民児協、自治会、町内会、自主防災組織等、地域との連携 ⑥地域課題の共有化と関係機関等との協働の取り組み
③	14:30～16:00 (90分)	《講義》民児協会長・副会長の組織運営の役割	①運営管理に必要な知識（会計等） ②改選・委嘱の手続きに関する知識 ③活動の引き継ぎと個人情報 ④民児協の組織活動の強化 ⑤新任委員、主任児童委員等への支援、連携

6. 講師選定の考え方

・①②③の講師については、都道府県・指定都市民児協役員、福祉系大学教員などが想定されます。

7. 研修教材

・①②③については、関係資料をもとに、講師が教材作成をします。

8. 研修技法

- ・①②③は講義による研修とします。

9. 研修実施上の留意事項／研修プログラムのバリエーション

- ・長時間にわたる講義となるので、受講者が疲れないような運営上の配慮をする必要があります。会場等の条件が許せば、講義の中にも、簡単な意見交換が行えるような場面を組み込むと良いでしょう。
- ・上記の研修プログラム例のような開催方法の他に、視察研修、分散研修など様々なプログラム設定が考えられます。取り上げる内容については「研修体系項目別学習内容」を参照してください。

10. 研修体系項目別学習内容

価値・基盤	使命	1. 民生委員・児童委員・主任児童委員の教育指導の役割
<p>○法定単位民児協会長・副会長としての心構えと役割について学ぶ。</p> <p>○民生委員・児童委員・主任児童委員の教育指導、研修の方法について学ぶ。</p>		
価値・基盤	使命	2. 法定単位民児協の運営と会長・副会長の役割
<p>○都道府県・指定都市民児協の方針や活動状況を学び、単位民児協内での周知方法について考える。</p> <p>○他の地域の民児協会長・副会長との情報交換を交えながら、法定単位民児協の運営方法について考える。</p> <p>○民児協組織として行う行政への提言、意見具申等の活動(提言書・意見書の作成と提出、各種委員会での発言と資料提出、公開講座の開催、広報活動等)について先進的事例等から学ぶ。</p> <p>○市部においては市民児協との連携方法について確認する。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第24条、第25条</p>		

価値・基盤	価値	1. 資源の活用
<p>○地域のさまざまな生活問題に対して、民生委員・児童委員や主任児童委員だけで対応したり、活動を行うのではなく、地域の多様な専門職・地域住民・企業・各種団体等と連携、協働しながら対応していくことの重要性について確認する。</p>		
価値・基盤	価値	2. 情報共有化と連携重視
<p>○民生委員児童委員協議会内において民生委員・児童委員間、また民生委員・児童委員と主任児童委員間の情報共有化を図り、相互に連携していくことの重要性を確認する。</p>		
価値・基盤	価値	3. 個人情報の保護と必要な情報の共有
<p>○住民の生活を守るためには、個人情報への適切な配慮と同時に、関係者との情報共有が重要であることを確認し、民児協組織として具体的な取り組みを行っている先進事例について学ぶ。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第15条 「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について」(H19年3月2日厚生労働省事務連絡)</p>		

知識	知識	1. 運営管理に必要な知識(会計等)
<p>○法定単位民児協の運営管理に必要な知識として、事業計画書の作成、予算書・決算書の作成、会計処理の方法について学ぶ。</p>		
知識	知識	2. 改選・委嘱の手続きに関する知識 (推薦母体、方法、手続き等)
<p>○改選・委嘱の手続きについて学ぶ。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条、第12条 「民生委員施行令」第1条～第7条</p>		

知識	知識	3. 活動の引き継ぎと個人情報 (要援護者台帳及び福祉票等の作成保管等)
<p>○改選等で新任委員が活動を始める際の引き継ぎにおいて、前任者および新任者に対して説明すべきことについて学ぶ。</p> <p>○民生委員児童委員協議会として要援護者台帳や福祉票等の個人情報に関する文書の適切な作成・保管方法について学ぶ。</p> <p>○個人情報の紛失が生じた場合や個人情報に関して住民から苦情が寄せられた際の対応方法について学ぶ。</p>		
知識	知識	4. 活動強化方策・行動宣言の理解
<p>○「民生委員制度創設90周年活動強化方策」の内容について理解する。</p> <p>○同「行動宣言」の内容について理解する。</p>		

方法・技術	相談	1. 民児協の組織活動の強化 ①定例会の運営及び活性化 ②会議・委員会の年次計画の作成と効果的な進め方(理事会等)
<p>○定例会の運営方法と活性化の工夫について、他の地域の民児協会長・副会長との情報交換等を通して学ぶ。</p> <p>○民生委員児童委員協議会内の会議や委員会についての年次計画作成や、効果的な進め方について他の地域との情報交換等を通して学ぶ。</p>		
方法・技術	相談	2. 相談支援活動の進め方
<p>○心配ごと相談やサロン活動を活用した相談支援活動のポイントや留意点について学ぶ。</p> <p>○民生委員・児童委員、主任児童委員の相談支援活動を支えていく仕組みとして、ベテラン民生委員からの指導助言や個別相談の体制について学ぶ。</p>		

方法・技術	地域連携	1. 災害時における民児協、自治会、町内会、自主防災組織等、地域との連携
<p>○自治会、町会内、自主防災組織等、住民の生活に身近な地域で活動を行っている組織との日常的な連携を行いながら、災害時の対応についてともに検討していく取り組みについて、他の地域の民児協会長・副会長との情報交換や被災地の事例等を通して学ぶ。</p> <p>○民生委員児童委員協議会として災害に備えた平時および発災時の対応について、自らの安全を確保した上で、関係機関との連絡や要援護者の支援にあたること等を確認する。</p> <p>○小地域を単位とした住民福祉活動組織(地区[校区]社協等)やボランティアグループ等と連携、協働していく上でポイントと留意点について学ぶ。</p>		
【根拠法令・通知等】		
「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(H19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知)		

方法・技術	民児協運営、 活動の記録	【委員活動支援】 1. 新任委員、主任児童委員等への支援、連携
<p>○会長・副会長として、新任委員、主任児童委員への支援や委員間の連携を促進するための方策について他の地域の民児協会長・副会長との情報交換等を通して学ぶ。</p> <p>○コーチングやスーパービジョン等の基本的な視点について学ぶ。</p>		
方法・技術	民児協運営、 活動の記録	2. 地域課題の共有化と関係機関等との協働の取り組み
<p>○民生委員児童委員や主任児童委員が把握した地域課題について、個人情報へ適切な配慮を行いつつ、地域住民や関係機関と共有化を図り、解決に向けた協働の取り組みについて、他の地域との情報交換や先駆的な事例等を通して学ぶ。</p> <p>○民生委員児童委員協議会として意見具申等を行っている事例について学ぶ。</p>		
<p>【根拠法令・通知等】 「民生委員法」第24条</p>		

民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会
検討経過

【平成 23 年度】

第 1 回委員会（平成 23 年 8 月 22 日）

- ・委員会での検討内容整理
- ・委員会の進め方及びスケジュール等の確認

第 2 回委員会（平成 23 年 10 月 3 日）

- ・研修体系作成に向けた各委員からの報告及び協議

第 1 回作業委員会（平成 23 年 11 月 8 日）

- ・論点整理及び研修内容に関する項目整理

第 2 回作業委員会（平成 23 年 11 月 25 日）

- ・研修体系作成に向けた研修内容の整理

第 1 回小委員会（平成 23 年 12 月 9 日）打合せ

- ・研修体系及びプログラム案の検討

第 3 回作業委員会（平成 23 年 12 月 19 日）

- ・研修体系及びプログラムの整理、「中間報告（案）」の作成

第 3 回委員会（平成 23 年 12 月 19 日）

- ・研修体系及びその枠組み（案）の検討

第 2 回小委員会（平成 24 年 1 月 9 日）

- ・研修体系及びプログラム内容の整理等、「中間報告（案）」作成

第 4 回作業委員会（平成 24 年 1 月 17 日）

- ・研修体系及びプログラムの整理等、「中間報告（案）」の作成

第 4 回委員会（平成 24 年 2 月 27 日）

- ・「中間報告（案）」の検討

第 3 回小委員会（平成 24 年 3 月 20 日）

- ・研修体系「中間報告（案）」の取りまとめ
- ・都道府県・指定都市市民児協からの意見募集に向けて（協議）

【平成 24 年度】

○「中間報告」に関する都道府県・指定都市市民児協からの意見募集

第 4 回小委員会（平成 24 年 5 月 28 日）

- ・「中間報告（案）」に対する都道府県・指定都市市民児協からの意見の検討
- ・以後の検討の進め方について（協議）

第 5 回小委員会（平成 24 年 6 月 20 日）

- ・「中間報告（案）」に対する意見を踏まえた研修内容に関する再検討
- ・研修の全体像及び階層別研修プログラム等の内容整理

第5回作業委員会（平成24年6月26日）

- ・「中間報告（案）」に対する都道府県・指定都市市民児協からの意見及び論点整理
- ・報告書の構成および内容に関する協議

第6回小委員会（平成24年7月23日）

- ・「中間報告（第2次案）」の作成

第5回委員会（平成24年7月31日）

- ・研修体系「中間報告（第2次案）」に関する検討

第7回小委員会（平成24年8月13日）

- ・「中間報告（第2次案）」に関する検討

第6回作業委員会（平成24年8月17日）

- ・研修体系「中間報告（第2次案）」に関する検討

第8回小委員会（平成24年9月11日）

- ・ワークブックに関する協議（演習事例及びワークシートの作成方針）

第9回小委員会（平成24年9月21日）

- ・「中間報告（第2次案）」の確定
- ・階層別研修の内容検討

○島根県および横浜市民児協でのヒアリング

第10回小委員会（平成24年11月5日）

- ・ヒアリング報告（島根県）
- ・階層別研修の内容検討
- ・報告書の作成に向けた方針確認

第7回作業委員会（平成24年11月5日）

- ・島根県及び横浜市民児協ヒアリング結果を踏まえた研修体系案に関する検討
- ・研修体系（案）及び各階層別研修イメージ等の整理
- ・報告書構成の確認
- ・全国段階（全民児連）での研修のあり方に関する協議

第11回小委員会（平成24年11月20日）

- ・ワークブック 演習用事例のテーマ整理

第12回小委員会（平成25年1月13日）

- ・報告書内容に関する検討
- ・研修体系、階層別研修モデルプログラムの検討

第8回作業委員会（平成25年2月12日）

- ・報告書（案）に関する協議

第13回小委員会（平成25年2月18日）

- ・作業委員会での意見を踏まえた報告書（案）の一部修正協議

第6回委員会（平成25年3月15日）

- ・委員会報告書（案）の確認、取りまとめ

民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会委員
委員名簿

※所属・役職は平成25年3月現在／敬称略

1. 委員会

役	氏名	役職
委員長	市川 一宏	ルーテル学院大学 学長
委員	堀江 正俊	全国民生委員児童委員連合会 副会長
同	長谷川 正義	全国民生委員児童委員連合会 理事
同	加納 多恵子	全国民生委員児童委員連合会 評議員
同	北山 真一	北海道民生委員児童委員連盟 事務局長
同	青木 美知子	大阪府社会福祉協議会 事務局長
同	佐俣 千恵子	川崎市民生委員児童委員協議会 事務局長
同	川上 富雄	駒澤大学 准教授
同	菱沼 幹男	日本社会事業大学 専任講師
同	西田 ちゆき	ルーテル学院大学 講師

2. 作業委員会

役	氏名	役職
委員長	川上 富雄	駒澤大学 准教授
委員	長谷川 正義	全国民生委員児童委員連合会 理事
同	右近 茂子	東京都文京区大塚地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員
同	北山 真一	北海道民生委員児童委員連盟 事務局長
同	佐俣 千恵子	川崎市民生委員児童委員協議会 事務局長
同	菱沼 幹男	日本社会事業大学 専任講師
同	西田 ちゆき	ルーテル学院大学 講師

3. 小委員会

役	氏名	役職
委員長	市川 一宏	ルーテル学院大学 学長
委員長	川上 富雄	駒澤大学 准教授
同	菱沼 幹男	日本社会事業大学 専任講師
同	西田 ちゆき	ルーテル学院大学 講師

オブザーバー

中島 修 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 地域福祉専門官
齋藤 晴美 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局育成環境課
児童環境づくり専門官

「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」

全国民生委員児童委員連合会

平成 25 年 3 月発行

(事務局)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内

TEL 03-3581-6747
